

第1部
福岡県における
男女共同参画の現状

福岡県における男女共同参画の現状

特集 福岡県における男女共同参画の現状と今後の取組の方向性
～女性が働き続けることができる職場づくり～

第1章 母子家庭の母親、配偶者からの暴力被害女性の状況

第2章 職場における男女の均等な機会と待遇の確保及び
女性の安定就労の状況

第3章 社会・経済活動の指導的地位への女性の進出の状況

第4章 女性が活躍できる社会を実現するための意識改革と
実践活動の状況

第5章 女性の安全・安心な生活の確保の状況

福岡県における男女共同参画の現状と今後の取組の方向性

～女性が働き続けることができる職場づくり～

本県では、昨日より今日、今日より明日が良くなる、将来に希望が持てるような地域社会を構築し、県民一人一人が福岡県に生まれ、生活して良かったと実感できる「県民幸福度日本一」を目指している。

この、「県民幸福度日本一」を実現するためには、男女共同参画を進め、女性が能力を発揮し活躍する社会をつくるのが重要である。

県民意識調査 『女性が働き続けることができる職場づくり』が県民ニーズのトップ

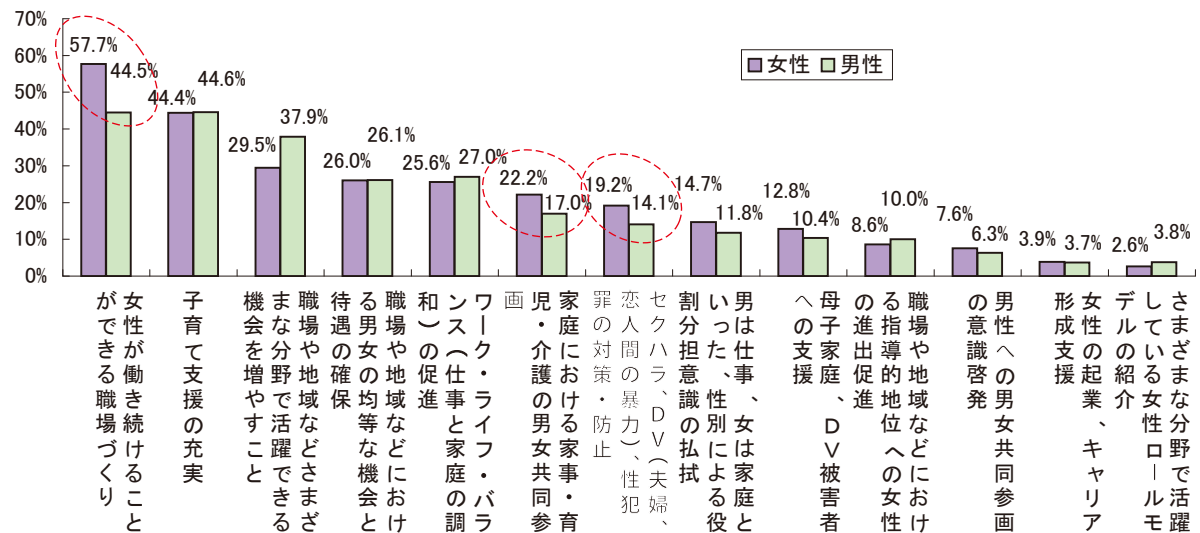
平成24年度に実施された県民意識調査によれば、女性が能力を発揮し活躍する社会づくりに向けて行政に力を入れて欲しいことの第1位は、「女性が働き続けることができる職場づくり」(51.8%)、次いで、「子育て支援の充実」(44.2%)、「職場や地域などさまざまな分野で活躍できる機会を増やすこと」(32.6%)の順となっている。

特に女性でみると、1位の「女性が働き続けることができる職場づくり」(57.7%)が、2位の「子育て支援の充実」(44.4%)と比べて13.3ポイント、3位の「職場や地域などさまざまな分野で活躍できる機会を増やすこと」(29.5%)と比べて28.2ポイント高く、突出している。

一方男性は、1位が「子育て支援の充実」(44.6%)、2位が「女性が働き続けることができる職場づくり」(44.5%)となっているが、その差は僅差である。

男女間で差が開いているもので女性の方が高いものは、「女性が働き続けることができる職場づくり」が13.2ポイント、「家庭における家事・育児・介護の男女共同参画」が5.2ポイント、「セクハラ、DV(夫婦、恋人間の暴力)、性犯罪の対策・防止」が5.1ポイントの差となっており、女性が能力を発揮し活躍する社会づくりについて男女間で意識の差があることが伺える。

図表 特一 女性が能力を発揮し活躍する社会づくりに向けて行政に力を入れてほしいこと(3つ)(福岡県)



	女性が働き続けることができる職場づくり	子育て支援の充実	職場や地域などさまざまな分野で活躍できる機会を増やすこと	職場や地域における男女の均等な機会と待遇の確保	ワーク・ライフ・バランス(仕事と家庭の調和)の促進	家庭における家事・育児・介護の男女共同参画	セクハラ、DV(夫婦、恋人間の暴力)、性犯罪の対策・防止	男は仕事、女は家庭といった、性別による役割分担意識の払拭	母子家庭、DV被害者への支援	職場や地域における指導的地位への女性の進出促進	男性への男女共同参画の意識啓発	女性の起業、キャリア形成支援	さまざまな分野で活躍している女性ロールモデルの紹介
女性	57.7%	44.4%	29.5%	26.0%	25.6%	22.2%	19.2%	14.7%	12.8%	8.6%	7.6%	3.9%	2.6%
男性	44.5%	44.6%	37.9%	26.1%	27.0%	17.0%	14.1%	11.8%	10.4%	10.0%	6.3%	3.7%	3.8%
全体	51.8%	44.2%	32.6%	25.8%	26.2%	19.9%	17.1%	13.8%	12.0%	9.1%	7.0%	3.8%	3.1%

備考：福岡県「県民意識調査」(H24)

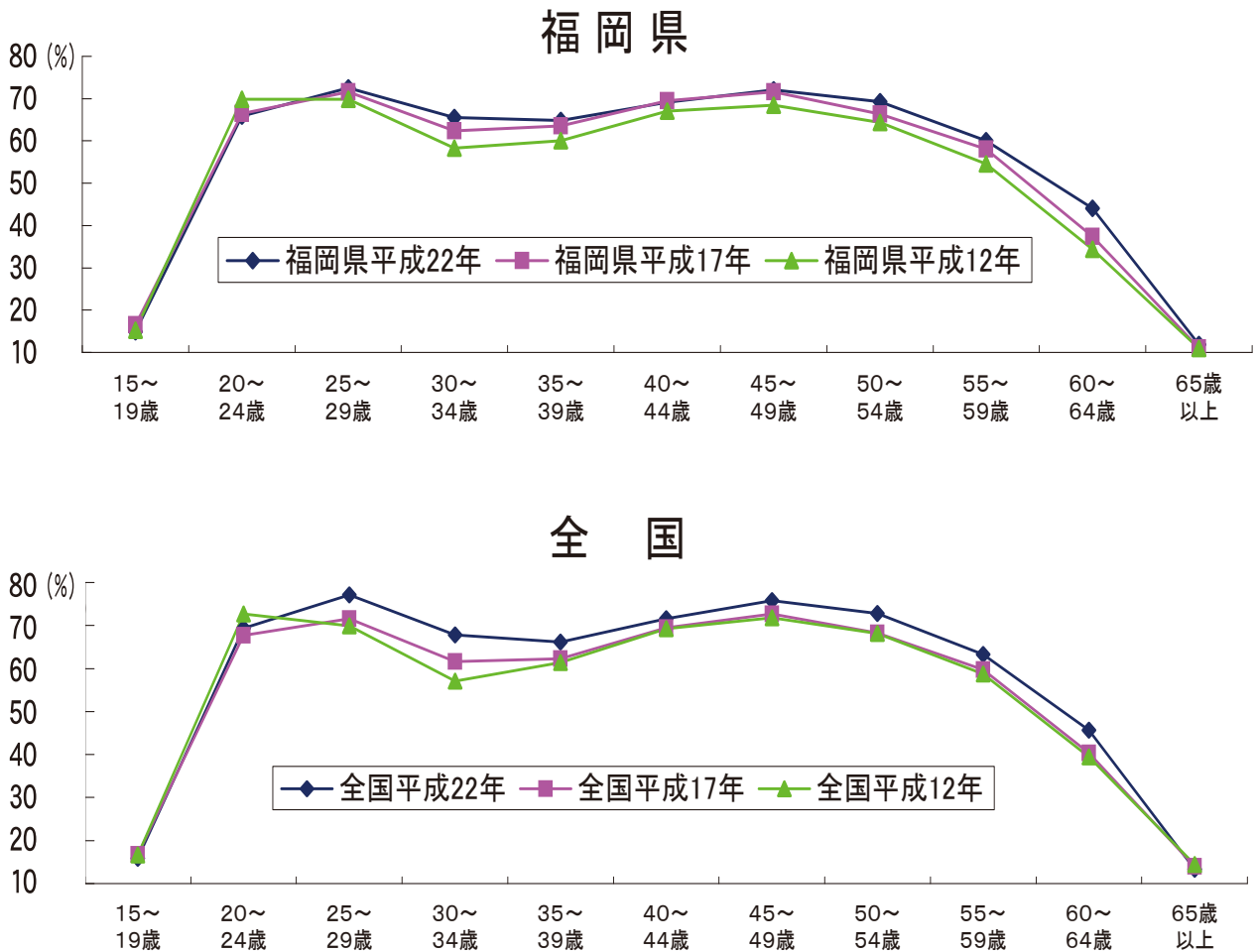
女性の年齢階級別労働力率

出産・育児による離職を示す『M字カーブ』の底は上昇継続中

女性の労働力率を年齢階級別にグラフにすると、30代を底とするいわゆるM字曲線を描いている。このことは、出産・育児期に一旦仕事を辞める女性が多いことを示している。また、前回調査時の平成17年までは、M字の底は、福岡県、全国とも30代前半（30～34歳）であったが、今回平成22年では、いずれも30代後半（35～39歳）へと移行している。

平成12年時にM字の底であった30代前半（30～34歳）の女性の労働力率は、平成12年と平成22年を比較すると、福岡県が7.2ポイント、全国では10.7ポイント上昇しており、M字カーブは浅くなりつつある。

図表 特-2 女性の年齢階級別労働力率（福岡県・全国）



	年齢	15～ 19歳	20～ 24歳	25～ 29歳	30～ 34歳	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55～ 59歳	60～ 64歳	65歳 以上
福岡県	平成22年	14.9	65.9	72.5	65.5	64.8	69.2	72.1	69.3	60.1	44.1	11.9
	平成17年	16.5	66.5	71.6	62.4	63.5	69.5	71.6	66.4	58.1	37.4	11.1
	平成12年	15.2	69.8	69.8	58.3	60.1	67.1	68.5	64.4	54.6	34.4	10.9
全国	平成22年	15.9	69.4	77.1	67.8	66.2	71.6	75.8	72.8	63.3	45.7	13.3
	平成17年	16.8	67.7	71.6	61.6	62.3	69.5	72.7	68.3	59.7	40.4	14.0
	平成12年	16.6	72.7	69.9	57.1	61.4	69.3	71.8	68.2	58.7	39.5	14.4

備考：総務省「国政調査」、「労働力調査」

福岡県の人口の推計

活力ある社会への鍵は、女性の能力活用！

平成22年の福岡県の人口は5,071,968人(男性:2,393,965人、女性2,678,003人)となっており、平成17年の調査結果より、22,842人増加している。

しかし、生産年齢人口(15~64歳)の占める割合は平成17年の65.9%(3,326,610人)から平成22年には63.6%(3,227,932人)と、2.3ポイント減少している。

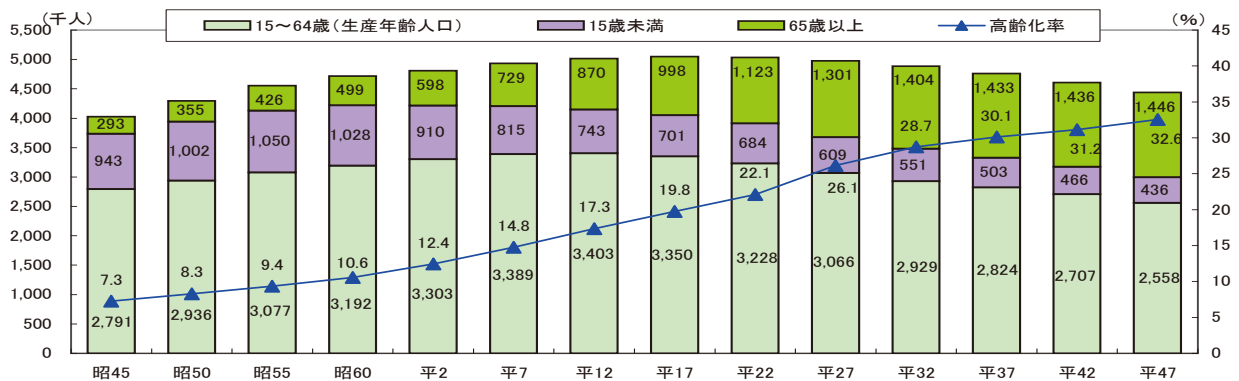
また、65歳以上の占める割合(高齢化率)は、平成17年の19.8%(997,978人)から平成22年には22.1%(1,123,376人)と、2.3ポイント増加し、15歳未満の割合は平成17年の13.9%(701,195人)から平成22年の13.5%(684,124人)と0.4ポイント減少し、少子高齢化が進展している。

こうした傾向は更に進み、平成47年には、生産年齢人口の占める割合は57.6%まで減少し、高齢化率は32.6%に達すると推計されている。

このような人口動態の変化が、経済力の低下や社会保障制度の担い手の不足をもたらすことが懸念されている。

こうした社会情勢の変化に対応し、活力ある社会を築くためには、男女共同参画社会を実現し、あらゆる分野で女性が個性と能力を十分に発揮していく必要がある。

図表 特一 3 福岡県の人口推計と高齢化率(福岡県)



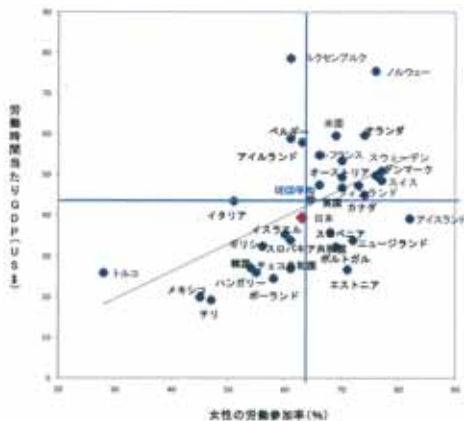
※ 総数には年齢「不詳」を含み、年齢階級別の割合及び上記図表には含まない。

備考：平成22年までは総務省「国勢調査」、平成27年以降は国立社会保障・人口問題研究所「都道府県別将来推計人口」より作成

女性の活躍と経済・社会の状況

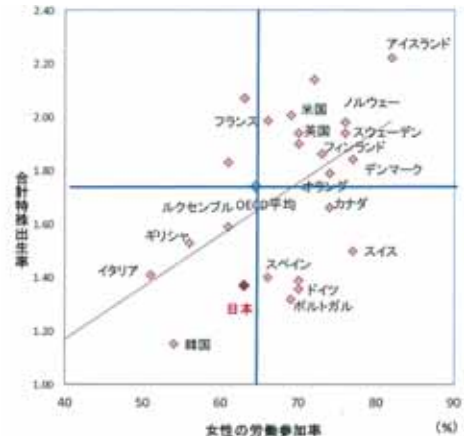
女性の労働参加率と、労働生産性(労働時間当たりGDP)や、合計特殊出生率との間には正の相関関係がみられる。OECD平均値でグラフのXY軸を分けると、いわゆる先進諸国の多くは、グラフの右上に位置している。

女性の労働参加率と労働時間当たりのGDP



〔出典〕2009年女性労働参加率・OECDジェンダーイニシアチブレポートP58、2009年労働時間当たりGDP(US\$)・OECDデータベース
(<http://stats.oecd.org/index.aspx?lang=en> >Productivity>Productivity Levels and GDP per capita >GDP per hour worked, current prices, US\$)をもとに、内閣府男女共同参画局で作成。

女性の労働参加率と出生率



〔出典〕2009年女性労働参加率・OECDジェンダーイニシアチブレポートP58、2009年出生率・OECDデータベース
(http://www.oecd.org/document/37/48/en_2649_201105_46462719_t1_t1_1_00.html)をもとに、内閣府男女共同参画局で作成。
〔注〕「少子化と男女共同参画に関する社会環境の国際比較報告書(平成17年9月 男女共同参画会議少子化と男女共同参画に関する専門調査会とりまとめ)」における分析対象国(当時のOECD加盟30か国中24か国)を対象としている。

※労働参加率：15歳~64歳の人口に占める労働力人口(就業者+失業者)の割合。

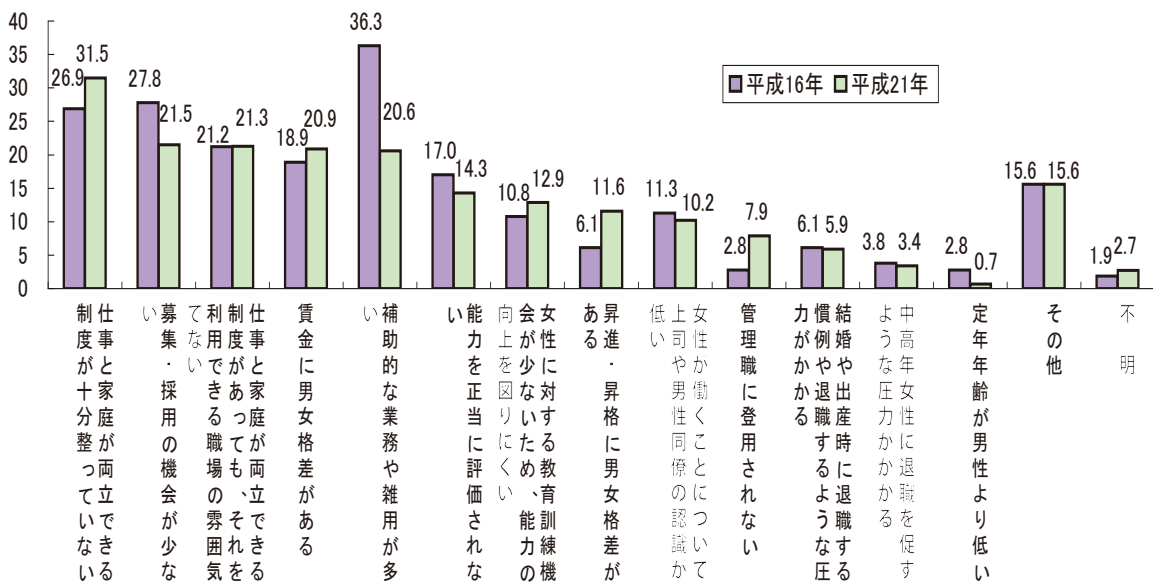
女性にとって働きにくい理由

課題は『仕事と家庭の両立』と『女性の能力活用と評価』

現在勤めている職場が女性にとって働きにくい（又はどちらかといえば働きにくい）と考えている人にその理由について尋ねたところ、「仕事と家庭が両立できる制度が十分整っていない」（31.5%）が最も高く、以下「募集・採用の機会が少ない」（21.5%）、「仕事と家庭が両立できる制度があっても、それを利用できる職場の雰囲気でない」（21.3%）、「賃金に男女格差がある」（20.9%）、「補助的な業務や雑用が多い」（20.6%）などが続いている。

平成16年度と比べると、「補助的な業務や雑用が多い」が、平成16年度36.3%から平成21年度20.6%へと15.7ポイント減少する一方で、「昇進・昇格に男女格差がある」は5.5ポイント、「管理職に登用されない」は5.1ポイント上昇するなど大きな変化として表れている。また「仕事と家庭が両立できる制度が十分整っていない」も、4.6ポイント増加している。

図表 特-4 女性にとって働きにくい理由（福岡県）



備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」

「男女共同参画社会に向けての意識調査」について

福岡県民の男女共同参画に関する意識と実態を把握し、今後の施策の基礎資料とするために、男女共同参画計画の策定時期にあわせて、5年に1度実施している。

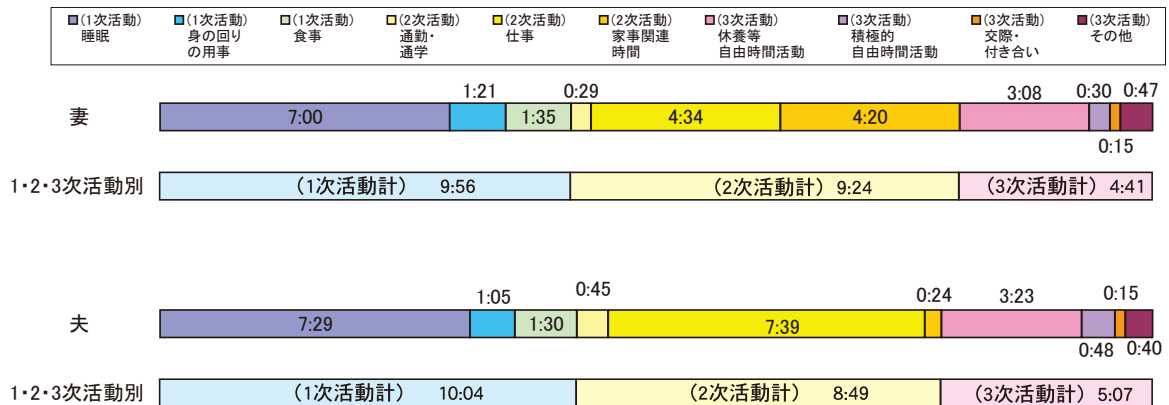
- (1) 調査地域 福岡県全域
- (2) 調査対象 県内に居住する満20歳以上75歳未満の男女とも個人
- (3) 標本数 4,000サンプル（女性：2,066、男性：1,934）
- (4) 標本抽出 層化二段無作為
- (5) 調査時期 平成21年については5月下旬に調査票を郵送、同年6月に回収
- (6) 平成21年度 有効回収総数 2,929サンプル（回収率：73.2%）
 調査の回収状況 [女性] 1,632サンプル（回収率：79.0%）
 [男性] 1,297サンプル（回収率：67.1%）

『共働き世帯』の1日の生活時間 **妻の家事を含む労働時間は、9時間24分、夫より35分多い。**

福岡県の、夫も妻も有業（共働き）世帯の1日の生活時間をみると、家事等含む労働時間（2次活動）について、妻は9時間24分、夫は8時間49分で、妻が35分多く、一方、「睡眠時間」について妻は7時間、夫は7時間29分で夫が29分多い。

妻と夫で最も差が大きいのは、家事関連時間で、妻が4時間20分、夫は24分で、妻が3時間56分多く、仕事では、妻が4時間34分、夫が7時間39分で、夫が3時間5分多い。

図表 特-5 平成23年度 夫も妻も有業（共働き）世帯の1日の生活時間（週全体平均）（福岡県）



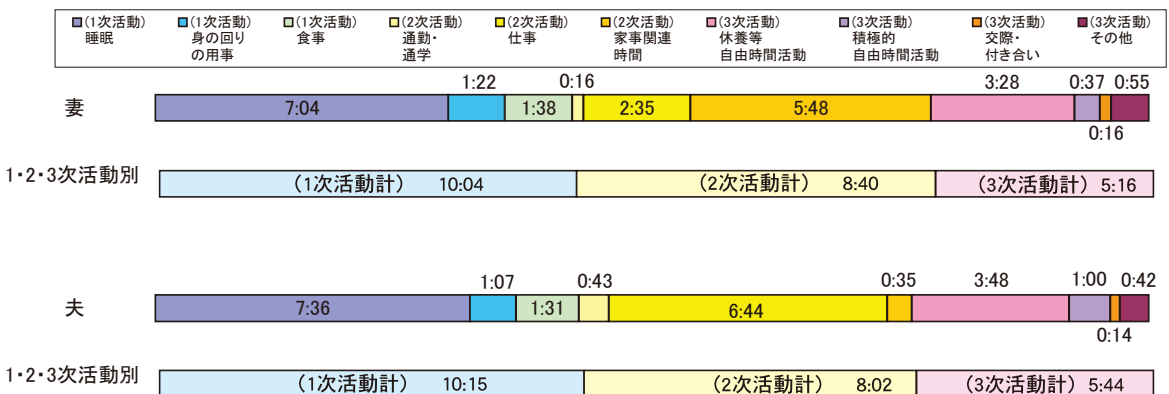
備考：総務省「社会生活基本調査」（平成23年）

『夫婦と子供世帯』の1日の生活時間 **妻の家事を含む労働時間は、8時間40分、夫より38分多い。**

福岡県の、夫婦と子供の世帯の1日の生活時間では、家事等含む労働時間（2次活動）について、妻は8時間40分、夫は8時間2分で、妻が38分多く、一方、「睡眠時間」について妻は7時間4分、夫は7時間36分で夫が32分多い。

妻と夫で最も差が大きいのは、家事関連時間で、妻が5時間48分、夫は35分で、妻が5時間13分多く、仕事では、妻が2時間35分、夫が6時間44分で、夫が4時間9分多い。

図表 特-6 平成23年度 夫婦と子供の世帯の1日の生活時間（週全体平均）（福岡県）



備考：総務省「社会生活基本調査」（平成23年）

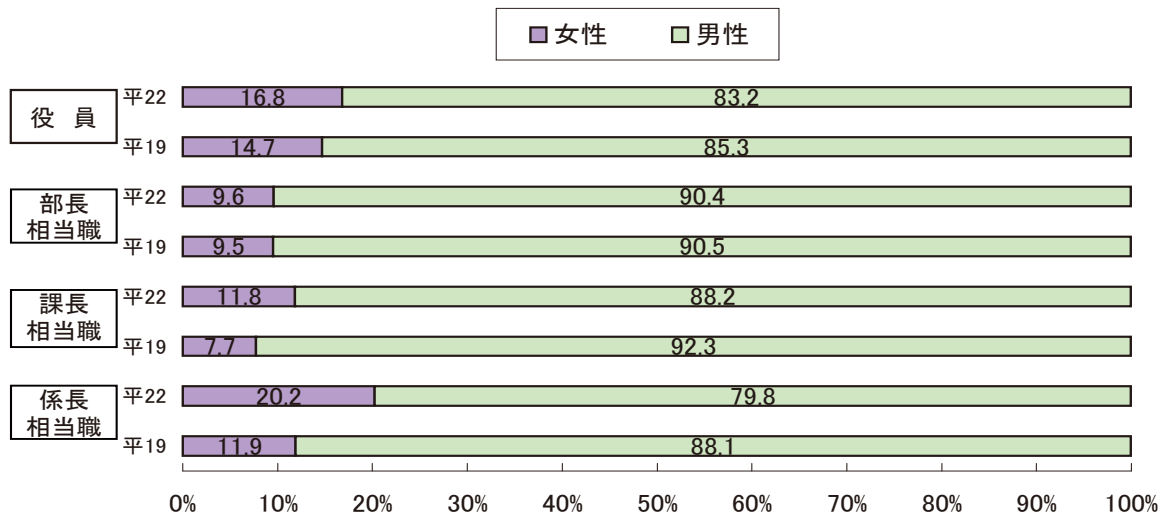
事業所における管理職に占める女性の割合

課長級以上は12.3% 管理職女性割合は増加

平成22年10月時点での県内事業所における管理職に占める女性の割合は、係長相当職で20.2%、課長相当職で11.8%、部長相当職で9.6%、役員で16.8%、係長相当職以上で15.1%、課長相当職以上で12.3%となっている。

いずれも平成19年10月時点よりも増加しており、特に係長相当職は8.3ポイント、課長相当職では4.1ポイント高くなっている。

図表 特-7 事業所における管理職に占める女性の割合（福岡県）



	管理職全体（係長相当職以上）				
	係長相当職	課長相当職	部長相当職	役員	
平成22年	15.1	20.2	12.3	11.8	16.8
平成19年	10.5	11.9	9.2	7.7	14.7

備考：福岡県「雇用均等・仕事と家庭の両立実態調査」

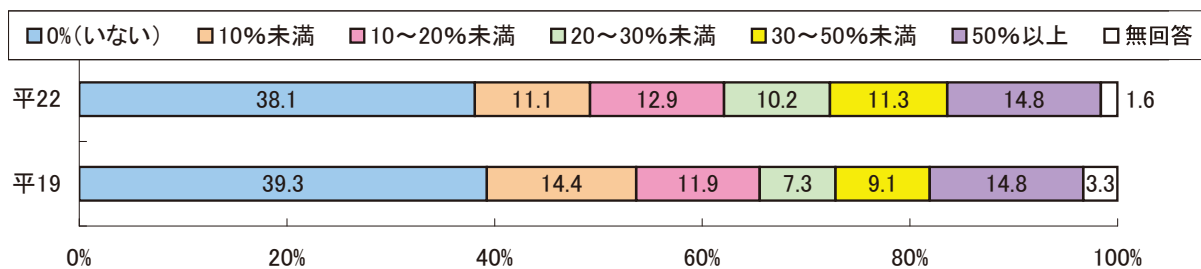
事業所における女性管理職（係長以上）の登用状況

依然、女性管理職がいない事業所が約4割

係長以上の役職で女性がいない事業所は、平成22年で38.1%。一方で、女性管理職が、「10～20%未満」、「20～30%未満」、「30～50%未満」では平成19年に比べ増加している。

全体的にみると女性の係長以上の女性管理職は増加傾向にあり登用が進みつつあるといえるが、女性管理職が10%未満の事業所が依然として約半数を占めている。

図表 特-8 事業所における女性管理職の登用状況（福岡県）



備考：福岡県「雇用均等・仕事と家庭の両立実態調査」

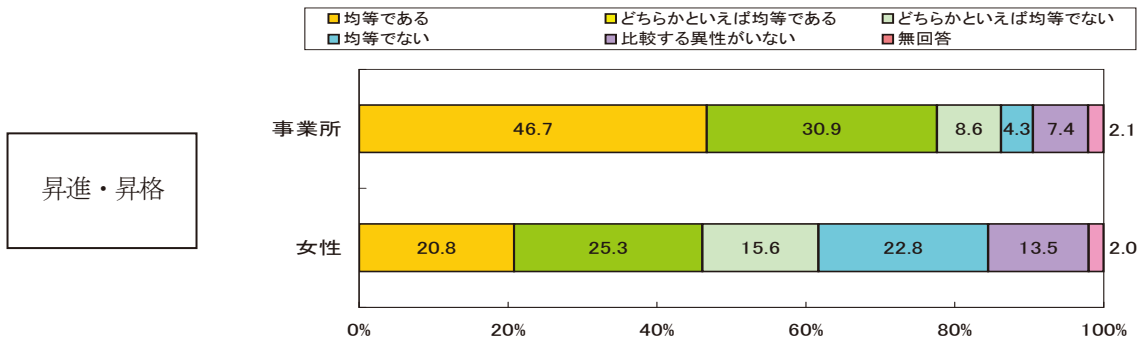
事業所と従業員の男女の取扱いに対する意識

昇進・昇格の『不平等感』 女性は38.4%

職場における男女の取扱いについて、女性従業員の『不平等感』（「均等でない」、「どちらかといえば均等でない」の計）は「昇進・昇格」で38.4%、「仕事の内容・分担」で、29.6%となっている。一方、雇用管理をする事業所はそれぞれ12.9%、14.7%と低く、女性従業員との意識のずれがみられる。

また、女性の年齢別でみると、「昇進・昇格」では、『均等感』（「均等である」、「どちらかといえば均等である」の計）は若年層で高くなっているが、40歳代と50歳代では『不平等感』が『均等感』を上回っている。「仕事の内容・分担」では、若年層で『均等感』が高くなっている。

図表 特-9 事業所と従業員の男女の取扱いに対する意識（福岡県）



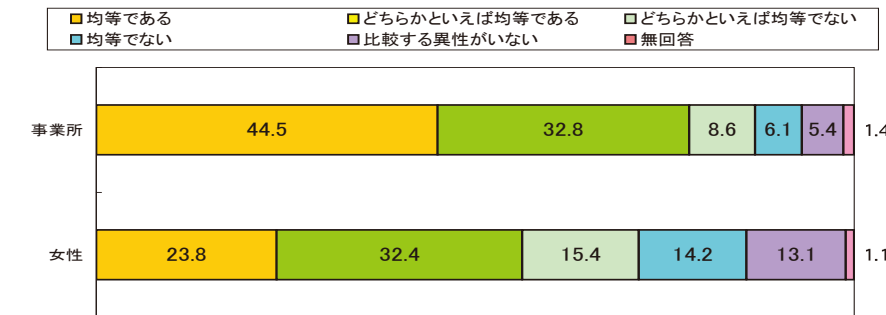
昇進・昇格

《年齢別（女性）》

昇進・昇格 女性	均等感	均等である	どちらかといえば均等である	不平等感	どちらかといえば均等でない	均等でない	比較する異性がない	無回答
20歳未満	80.0	20.0	60.0	20.0		20.0		
20～25歳未満	59.3	37.3	22.0	23.8	13.6	10.2	15.3	1.7
25～30歳未満	60.3	25.6	34.7	27.3	11.6	15.7	11.6	0.8
30～35歳未満	47.4	21.1	26.3	37.5	16.4	21.1	13.8	1.3
35～40歳未満	46.2	22.4	23.8	40.1	19.0	21.1	12.2	1.4
40～50歳未満	40.6	18.4	22.2	45.4	15.9	29.5	12.1	1.9
50～60歳未満	34.6	11.3	23.3	44.0	16.0	28.0	18.0	3.3
60歳以上	36.4	27.3	9.1	27.3	18.2	9.1	18.2	18.2
無回答	60.0	20.0	40.0	40.0		40.0		
全体	46.1	20.8	25.3	38.4	15.6	22.8	13.5	2

仕事の内容・分担

《年齢別（女性）》



仕事の内容・分担 女性	均等感	均等である	どちらかといえば均等である	不平等感	どちらかといえば均等でない	均等でない	比較する異性がない	無回答
20歳未満	80.0	40.0	40.0	20.0	20.0			
20～25歳未満	66.1	42.4	23.7	20.4	8.5	11.9	11.9	1.7
25～30歳未満	72.8	27.3	45.5	16.6	8.3	8.3	9.9	0.8
30～35歳未満	51.3	22.4	28.9	35.5	19.1	16.4	13.2	
35～40歳未満	64.0	25.9	38.1	26.6	15.0	11.6	9.5	
40～50歳未満	49.8	19.8	30.0	32.9	15.5	17.4	15.9	1.4
50～60歳未満	47.4	18.7	28.7	35.4	18.7	16.7	14.7	2.7
60歳以上	36.4	27.3	9.1	36.4	18.2	18.2	27.3	
無回答	20.0		20.0	60.0	60.0		20.0	
全体	56.2	23.8	32.4	29.6	15.4	14.2	13.1	1.1

備考：福岡県「雇用均等・仕事と家庭の両立実態調査」（平成22年度）

男女年齢階級別賃金と男女間賃金格差

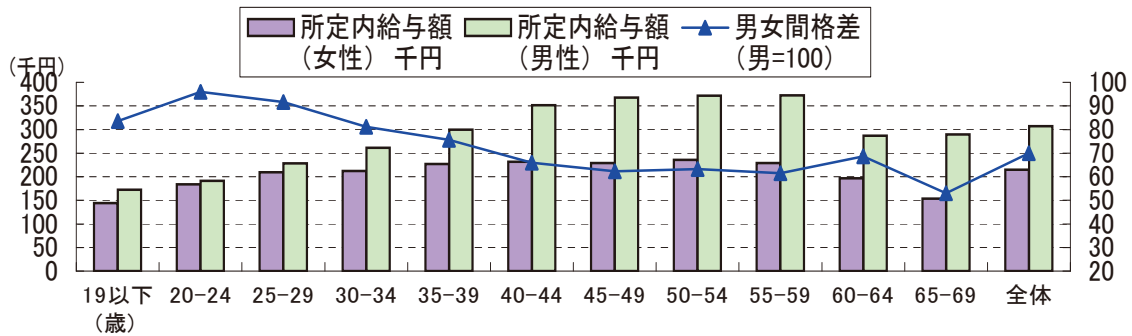
女性の賃金は30代以降頭打ち

福岡県における所定内給与額（平成23年）は、女性215,100円、男性307,300円で、男性の給与水準を100とした場合の女性の給与は70.0である。

年齢階級別でみると、女性の所定内給与額は、30代以降はほぼ横ばいとなっているのに比べ、男性の所定内給与額は、50代後半まで年齢が上がるにつれ増加している。

男女間格差は、最も格差が少ない20代前半で96.0。30代前半で81.1、40代前半で65.9と年齢が上がるにつれ拡大し、その後は50代後半まではほぼ横ばいとなっている。

図表 特-10 男女年齢階級別の所定内給与額（福岡県）



平成23年(福岡県)	所定内給与額 (女性) 千円	所定内給与額 (男性) 千円	男女間格差 (男=100)
19以下(歳)	143.9	172.3	83.5
20-24	183.8	191.5	96.0
25-29	209.4	228.5	91.6
30-34	212.2	261.5	81.1
35-39	226.6	299.8	75.6
40-44	231.4	351.2	65.9
45-49	229.2	367.9	62.3
50-54	235.4	371.9	63.3
55-59	228.7	372.2	61.4
60-64	196.6	286.6	68.6
65-69	153.4	289.4	53.0
全体	215.1	307.3	70.0

※所定内給与：きまって支給する給与(毎月、就業規則、労働協約などであらかじめ定められた算定方法によって算定される給与)の内、超過労働給与を除いたもの

備考：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(平成23年)

～ あすばる男女共同参画フォーラム2012 基調講演 講師：株式会社資生堂 顧問 岩田 喜美枝 さん ～

『女性もっと活躍できる！ -自分でできること・組織ができること-』より

企業経営にとって女性の活躍が必要な理由は、異なる価値観、発想法を持つ多様な人材がいる企業の方が、時代の変化に対して強いことです。女性の活躍が始まると、それまで見逃していた女性消費者のニーズに気づきます。様々な発想の対立と融合は、新たな商品やサービスを生み出す土壌になります。この多様性こそが、企業の発展の原動力となるのです。

女性の活躍を推進するための課題の一つが働き方の見直しです。長時間労働が当たり前というのは、専業主婦の配偶者に支えられている男性だからできることです。この男性型スタンダードを変えるには、これまでの仕事の評価軸を変え、出した成果に対して費やした労働時間も考慮に入れる「時間当たり生産性」で評価すべきです。

女性のみなさんをお願いしたいことがあります。1つは、子育てのために仕事をあきらめないで、家族の支援をはじめ、企業の制度や社会的サービスを最大限に活用し、仕事を続ける意志を貫いて下さい。時代が、女性の力を今以上に必要としています。

皆さん自身が納得した人生を送り、活躍することが後輩女性の大きな励みとなります。そして、後輩の相談にのったり、後輩に自分の経験を語ったりして、次世代の女性の力になっていただきたいと思います。



ふくおか女性いきいき塾



福岡県では、女性がいきいきと働き活躍できる社会づくりの一環として、これから女性リーダーとして一歩前に踏み出そうとする女性の皆さんを応援するため、平成24年度から「ふくおか女性いきいき塾」を開講しました。

◇ 塾生

地域や企業等でこれからのリーダーとして活躍が期待される20歳～50歳の女性を公募

- 募集期間：平成24年5月8日～6月19日
- 応募者数：42名
- 選考：書類審査及び面接審査により31名を選考

◇ 内容

- 開催期間：平成24年7月～25年2月 全10回
- 開催場所：福岡県男女共同参画センター「あすばる」他、北九州市、福岡市でも開催

(1) セミナー

全国的に活躍する講師陣による講義と講師とのディスカッションを実施

平成24年7月21日(土)

開講式・塾長講話

塾長：海老井悦子福岡県副知事

第1回 「男女共同参画を考える」

講師：実践女子大学人間社会学部教授 鹿嶋 敬 氏



塾長講話では、海老井悦子福岡県副知事が、塾生の今後の活躍に熱いエールを送りました。

続いて、内閣府男女共同参画会議議員でもある鹿嶋敬氏から、男女共同参画基本法制定までの背景を知り、社会の活性化には、国民一人ひとりに男女共同参画の視点が重要であることを説かれました。



10月20日(土)



第8回 「社会を変える」を仕事にする！—社会起業家という生き方—
講師：NPO法人フローレンス代表理事 駒崎 弘樹 氏
身近な人が抱える悩みを解決したいという強い信念を持って、「病児保育」や「おうち保育」など新たなことに挑戦してこられた体験談を多方面からお話しいただきました。「社会を変える」ためには、「心のコア」を、持ち続け、「現場の声」を聴き、当事者に寄り添うことが実現への第一歩だということを講演いただきました。

8月4日(土)

第2回 「日本の国際競争力強化と女性の活躍」

講師：G&S Global Advisors Inc. 代表取締役社長 橋・フクシマ・咲江 氏

第3回 「地域における男女共同参画」

講師：福岡県男女共同参画審議会委員 福岡県人権・講師 中嶋 玲子 氏

橋・フクシマ・咲江氏からは、グローバルキャリアと、ダイバーシティについて、詳しく講演いただきました。

続いて、あすばる前館長・中嶋玲子氏からは、女性の参画が遅れている分野といえる地域社会において、女性たちが積極的に行動していくことの大切さと意義を説かれました。



12月15日(土)

第9回 「リーダーシップ」

講師：淑大大学院イノベーションマネジメント学科 飯 高田 朝子 氏
「ケースメソッド」というアメリカで主流の授業形式を用い、塾生とディスカッションしながら、良いリーダーシップとは、どうやって部下を動機付けするかについてお話しいただきました。「できる」という“効力感”を相手に持たせることの重要性を示唆されました。



8月18日(土)

第4回 「先進企業における『仕事と家の両立』経営戦略と実際—人口減少社会では、ダイバーシティは不可欠—」

講師：株式会社経営研究所 ダイバーシティ&ワークライフバランス研究部長 渥美 由喜 氏

第5回 「コミュニケーションスキル」

講師：福岡地域戦略推進協議会フェロー 松田 美幸 氏

公開講座として、北九州市において、ワーク・ライフ・バランス推進の第一人者、渥美由喜氏から、どうすればワーク・ライフ・バランスが実現できるのか、2回の育児休業を取得した経験談など、家庭や職場での実体験を交えながら、講演いただきました。

その後、松田美幸氏によるワークショップでは、自分の思考や行動パターンを知る体感ゲームをとおして、塾生同士の交流を深めながら、コミュニケーションスキルを学びました。

平成25年1月19日(土)

第10回 「国際情勢」

講師：日本赤十字九州国際看護大学学長 喜多 悦子 氏
最近発生したアルジェリアの人質事件にも触れ、先進国に於ける若年層の非就労者、開発が進んだことからおきる社会格差・不安が、様々な形で紛争に関係していることをお話しいただきました。こうした世界情勢の中、日本の調和思考を活かし、日本の女性が世界に出て日本の良さを生み出すことの必要性を説かれました。

2月16日(土)

パネリストセッション「女性の活躍による社会・経済の活性化」

パネリスト：(株)大和総研 調査本部 主席 河川 真理子 氏
(有)Branches 代表 取締役 権藤 光枝 氏
(株)福岡銀行 クオリティ統括部 主任 深町 芳 氏
(医)寿芳会 芳野病院 理事長・院長 芳野 元 氏

コーディネーター：福岡県男女共同参画センターあすばる 館長 村山 由香里

女性が職場で活躍していくための方策として、日ごろからコミュニケーションを回り、周囲の協力が得られるような環境をつくり、その情報を発信していくことの重要性を説かれました。また、働く女性の側も会社の制度を権利として主張するのではなく、セーフティネットとして活用し、自分を磨くことで企業価値の向上に貢献するとともに、自信を持って仕事を楽しむことの必要性などについて意見が交わされました。

9月15日(土)

第6回 「行財政の仕組みと社会保障と税制における課題」

講師：東京大学名誉教授 神野 直彦 氏

第7回 「女性労働をめぐる法律の基礎知識」

講師：福岡大学法学部 教授 林 弘子 氏

神野直彦氏からは、欧州の経済危機を例に財政問題の本質について解説いただきとともに、税制や財政のあり方を転換していく重要性について示唆いただきました。

林弘子氏からは、統計上の格差が女性の昇進、昇格差別を争った裁判にどう影響しているのか、また働く女性として踏まえおきたい様々な法律について解説いただきました。



(2) 課題研究

4グループでテーマを設定し、調査、研究、まとめを行いました。

<p>グループ1 (班員数7人) 202030[®] 実現に向けて ～求められる次世代リーダー像</p> <p>目的 男女共同参画を地域で実現するために、求められる新たなリーダー像を明らかにする。</p> <p>調査方法 アンケート意識調査(135名)、先進事例のインタビュー調査(6団体)等</p> <p>アドバイザー NPO法人子育て市民活動サポートWiii 代表理事 相戸 晴子 氏</p>	<p>グループ2 (班員数8人) 女性が輝けば企業も輝く ～活かしてありますか？企業の財産～</p> <p>目的 企業と女性が共に成長するための制度や意欲喚起のための方法の提案を目指す。</p> <p>調査方法 企業や団体の女性活躍の取組とトップの意識について訪問調査(8団体)、女性の本音を徹底討論等</p> <p>アドバイザー 福岡県男女共同参画センターあすばる館長 村山由香里</p>
<p>グループ3 (班員数9人) 働くって楽しい♪ ～働き続ける女性たちに学ぶ5つの法則～</p> <p>目的 働き続ける女性にインタビューを行い「働くって楽しい」と思えるような法則を見つける。</p> <p>調査方法 企業経営者、人事担当者、女性社員へのインタビュー(6社)及び分析等</p> <p>アドバイザー 特定社会保険労務士、徳永労務管理事務所 徳永 明日香氏</p>	<p>グループ4 (班員数7人) 女性の再チャレンジ(再就職)への意識調査</p> <p>目的 結婚や出産で一旦離職した女性の再就職事情を調査し、障害となる要因に対する解決法を提案する。</p> <p>調査方法 再就職した又は再就職活動中の女性(100名)へのアンケート調査等</p> <p>アドバイザー 株式会社就職支援センター 福岡県女性活躍推進協議会 長田 祐三子 氏</p>

(注)： 国の男女共同参画基本計画に掲げられている、社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度とする目標

《コーディネーター》

倉富 史枝 氏 (NPO法人福岡ジェンダー研究所理事兼研究員)・武藤 桐子 氏 (NPO法人福岡ジェンダー研究所研究員)

平成24年8月4日(土)、18日(土)

○研究課題検討

各課題について気になっていることを付箋に書いてカテゴリー別に分け、テーマとして取り組んでいきたいことを整理。それをもとに議論し、問題意識の共有や研究テーマの絞り込みを行った。



9月15日(土)

○現状・課題分析

塾生各自がデータや資料を持ち寄り、それぞれが思う問題の背景について説明するとともに調査方法や対象を具体的に検討。テーマに応じてアンケート調査やインタビュー調査を実施。

10月19日(金)

○フィールドワーク

対象選定からアポイント、実施まで塾生が主体的に行い、先進的な取組を行っている団体・企業などを訪問調査したり、専門家へのインタビューなどを実施。

10月20日(土)

○中間とりまとめ

調査結果の取りまとめを行うとともに中間報告に向けた発表資料の作成などを行った。この段階でテーマの再検討や方向性の再調整を行うグループもあった。



11月24日(土)

○中間報告会

「あすばる男女共同参画フォーラム2012」において開催
コメンテーター
(株)資生堂 顧問 岩田 喜美枝 氏
あすばる元館長、大木町副町長 高山 史子 氏
コーディネーター
福岡県共同参画センター 村山 由香里



12月15日(土)

○結果分析・考察

中間報告会の参加者アンケートをもとに発表内容の振り返りとこれまでの研究活動や調査の結果について分析、考察。

平成25年1月19日

○成果とりまとめ

各テーマに対して、課題解決のために「自分達が取り組むこと」「社会・企業・地域等への提言」を取りまとめ、成果報告書を作成。

2月16日(土)

○成果報告会

アクロス国際会議場にて開催
コメンテーター

(株)大和総研 調査本部 主席研究員 河口真理子 氏
(有)Branches 代表取締役 権藤 光枝 氏
(財)アジア女性交流・研究フォーラム 主席研究員 篠崎 正美 氏
福岡県中小企業家同友会 代表理事 中山 英敬 氏
福岡県経営者協会 会長 長尾 亜夫 氏
福岡地域戦略推進協議会 フェロー 松田 美幸 氏
(株)日本政策投資銀行 女性起業支援アドバイザー 三好 一美 氏
福岡県福祉労働部労働局新雇用開発課長 山田 信吾 氏
(医)寿芳会芳野病院 理事・院長 芳野 元氏



◇ 報告書は、福岡県男女共同参画センター「あすばる」のホームページからダウンロードできます。また、成果報告会の模様も、配信しています。

第1章 母子家庭の母親、配偶者からの暴力被害女性の状況

昨今の雇用環境の厳しさにより、特に母子家庭の母親や配偶者からの暴力被害女性などは、経済的にも、精神的にも、より困難な状況を強いられている。このような困難な状況は、男女共同参画社会の実現を大きく損なう重視すべき課題である。

この章では、母子家庭の母親、配偶者からの暴力被害女性の状況についてまとめている。

本章のポイント

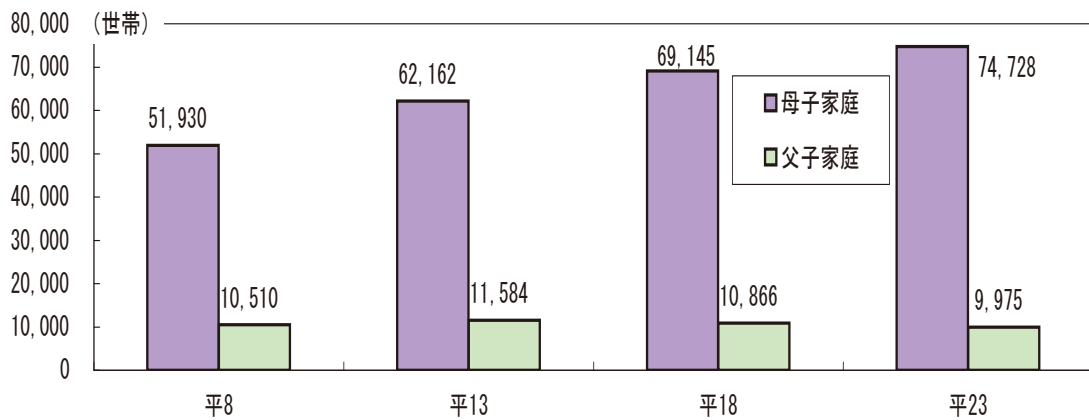
- 母子家庭の世帯数はこの15年間で43.9%増と大幅に増加している。
- 母子家庭の母親の有職率は83.7%となっているが、父子家庭に比べると若干低い。
- 母子家庭世帯の平均税込収入は236万円。200万円未満の世帯が約半数。
- 母子家庭の母親で仕事をもっている人の就労形態は、48.3%が非正規労働となっており、正規労働の割合は、父子家庭の父親の約7割にとどまっている。
- 県内の一時保護件数は、平成23年度は200件であり、ほぼ横ばいとなっている。
- 配偶者等からの暴力に関する正しい認識・理解は着実に進んでいる。
- 配偶者からの暴力事案の認知件数は、平成22年までは年々増加、平成23年はほぼ横ばいとなっている。

母子家庭等の世帯数

平成23年11月1日現在における母子家庭の世帯数は74,728世帯で、この15年間で43.9%（22,798世帯）増加している。

父子家庭の世帯数は、平成13年をピークに減少傾向にある。

図表 1-1 母子家庭等の世帯数（福岡県）



平成23年11月1日現在 母子家庭等の世帯数				
総世帯数	母子世帯		父子世帯	
	推計世帯数	率	推計世帯数	率
2,142,626	74,728	3.49%	9,975	0.47%

※母子家庭、父子家庭の世帯数は県内市町村から提出された推計世帯数（政令・中核市含む）

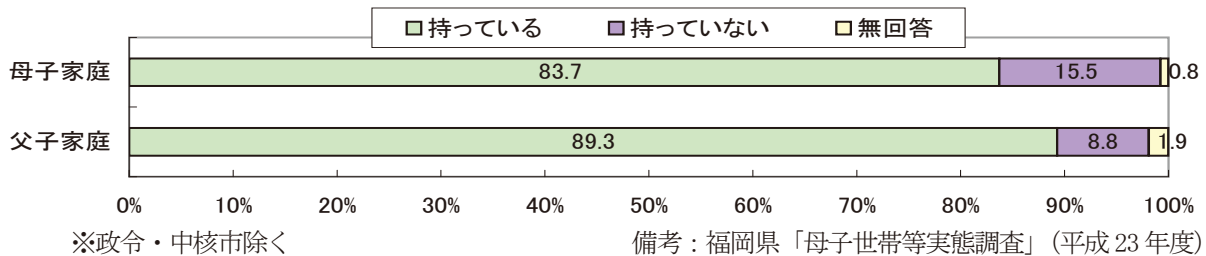
※総世帯数は平成23年11月1日現在の推計世帯数（政令・中核市含む）（福岡県調査統計課）

備考：福岡県「母子世帯等実態調査」

母子家庭の母親・父子家庭の父親の仕事の有無

母子家庭の母親の、調査時点での仕事の有無については、仕事を「持っている」83.7%、「持っていない」15.5%となっており、大半の人が仕事を持っている。父子家庭の父親の有職率 89.3%と比較すると、5.6ポイント低くなっている。

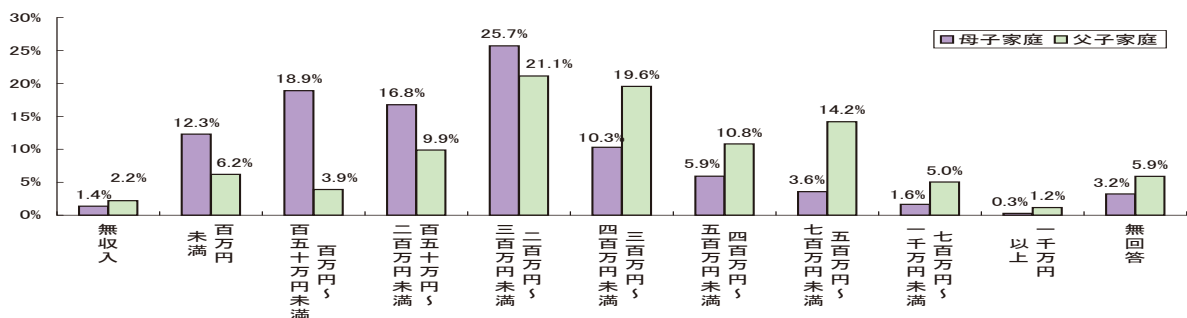
図表 1-2 母子家庭の母親、父子家庭の父親の仕事の有無（福岡県）



母子家庭世帯等の年間税込み収入の分布

母子家庭世帯の年間税込み収入は、「200～300万円未満」が25.7%で最も高く、「100～150万円未満」18.9%、「150～200万円未満」16.8%と続き、300万円未満の世帯が75.1%、200万円未満の世帯でも49.4%を占めている。
父子家庭世帯では、「200～300万円未満」が21.1%で最も高く、「300～400万円未満」19.6%、「500～700万円未満」14.2%となっている。

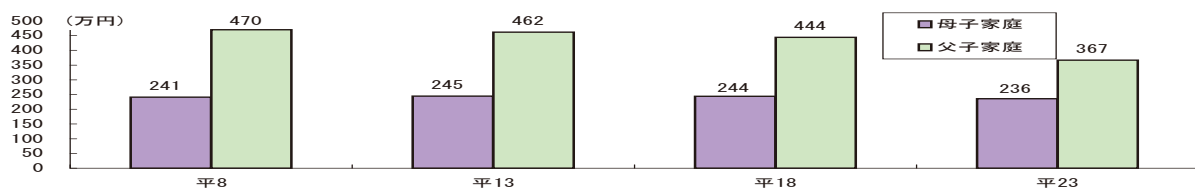
図表 1-3 母子家庭世帯等の年間税込み収入の分布（福岡県）



母子家庭世帯等の平均年間税込み収入

母子家庭世帯の平均年間税込み収入は約236万円となっている。父子家庭世帯の平均年間税込み収入は約367万円となっており、母子家庭世帯の約1.6倍となっている。
前回と比較すると、母子家庭世帯は約8万円減少しているが、父子家庭世帯は約77万円と大幅に減少している。

図表 1-4 母子家庭世帯等の平均年間税込み収入（福岡県）

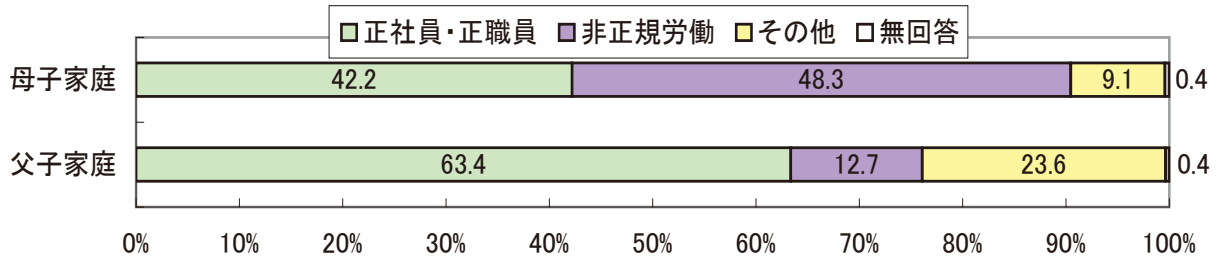


母子家庭の母親・父子家庭の父親の就労形態

母子家庭の母親で仕事をもっている人の就労形態は、48.3%が「非正規労働」（派遣・契約社員、パートタイマー、臨時・日雇など）となっており、「正社員・正職員」は42.2%となっている。

他方、父子家庭の父親では63.4%が「正社員・正職員」であり、母子家庭の母親の「正社員・正職員」の割合は父子家庭の父親の約7割にとどまっている。

図表 1-5 母子家庭の母親・父子家庭の父親の就労形態（福岡県）



※政令・中核市除く

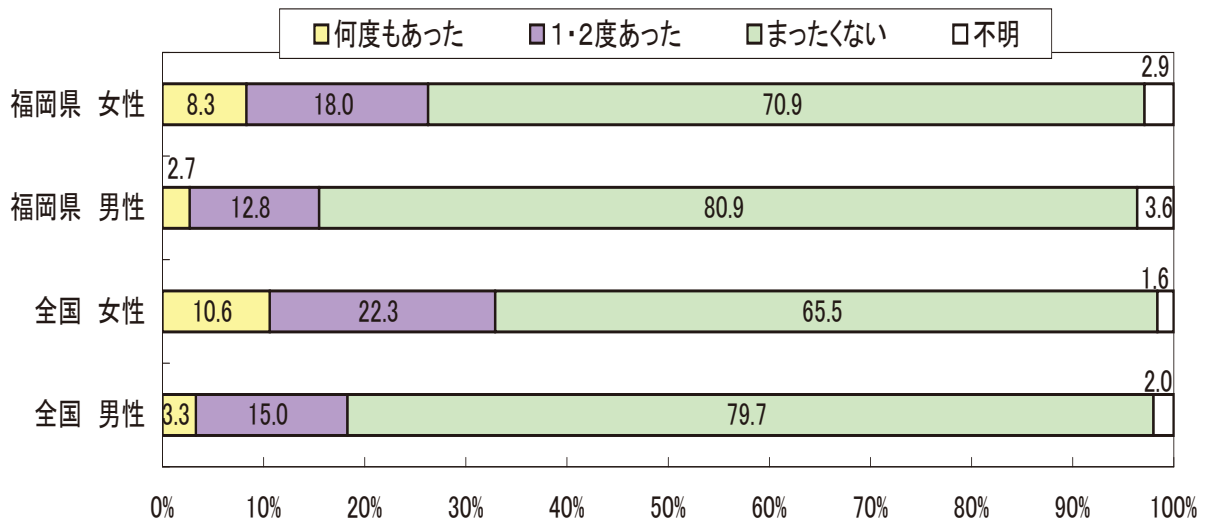
備考：福岡県「母子世帯等実態調査」（平成23年度）

配偶者等からの暴力被害経験

本県において、配偶者や交際相手から、何らかの暴力（「身体的な暴力」、「精神的な暴力」、「性的な暴力」のいずれか）を受けたことが「何度もあった」女性は8.3%となっており、「1・2度あった」18.0%も含め、女性の約4人に1人（26.3%）が、配偶者や交際相手から何らかの暴力を受けた経験があると回答している。

- 1. 身体的な暴力： なくる、ける、物を投げつける、突き飛ばすなど。
- 2. 精神的な暴力： 人格を否定するような暴言、交友関係の細かい監視、精神的な嫌がらせ、危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫など。
- 3. 性的な暴力： 性的な行為の強要、避妊の拒否、中絶の強要など。

図表 1-6 配偶者等からの暴力被害経験（福岡県・全国）



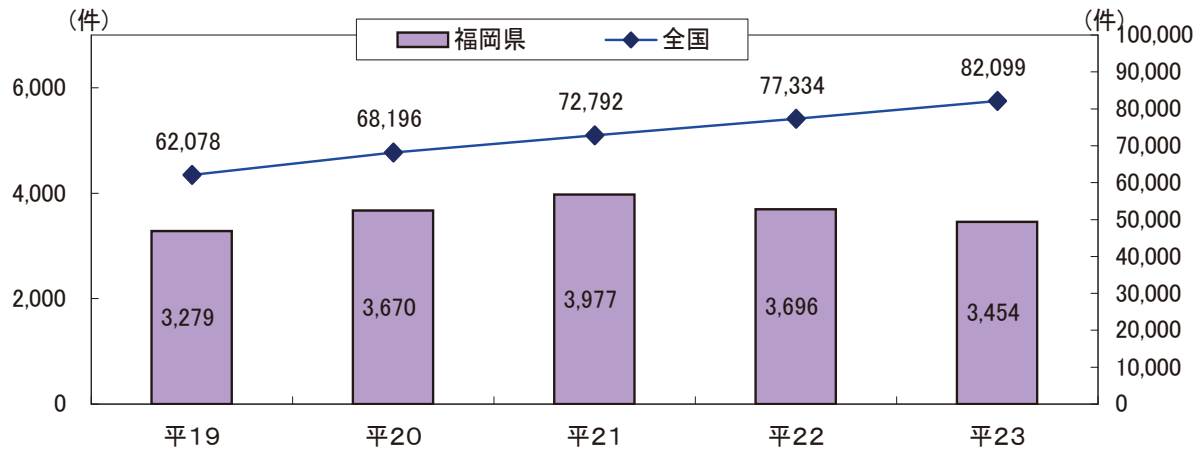
備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（平成21年度）、内閣府「男女間における暴力に関する調査」（平成23年度）

配偶者からの暴力に関する相談件数

本県における配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は、平成23年度は3,454件と、前年より242件の減少となっている。

全国では、平成23年度は82,099件で、前年よりも4,765件、6.2%の増加となっている。

図表 1-7 配偶者からの暴力に関する相談件数（福岡県・全国）



※配偶者暴力相談支援センター 計12カ所（福岡県：10カ所【女性相談所、県保健福祉（環境）事務所】北九州市：1カ所 福岡市：1カ所）

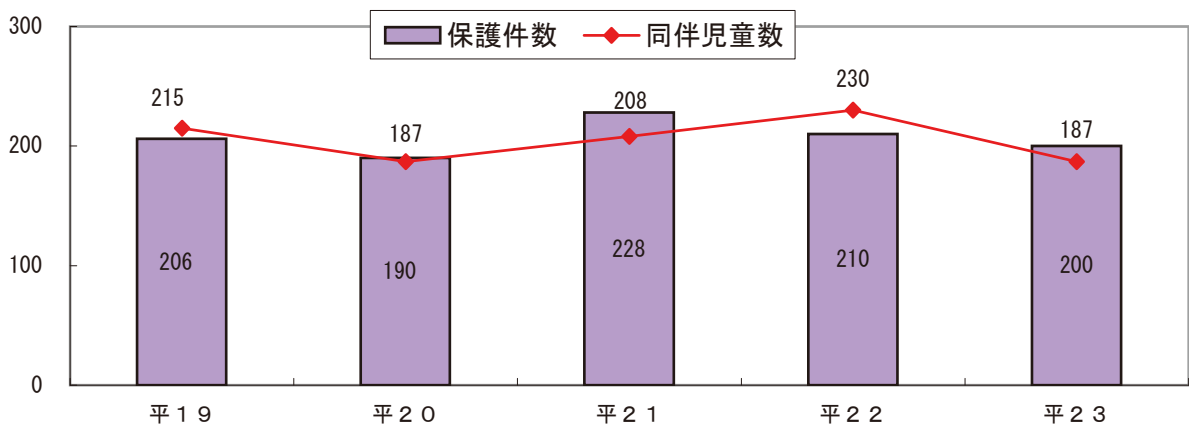
備考：内閣府男女共同参画局、福岡県男女共同参画推進課調べ

一時保護件数

福岡県内の一時保護件数は、平成23年度で200件となっている。

図表 1-8 一時保護件数（福岡県）

（単位：件）



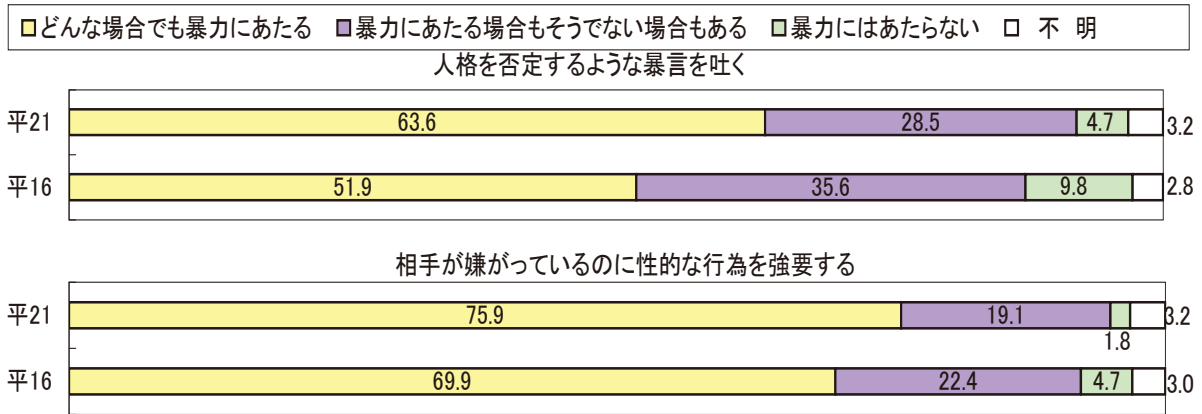
※同伴児童：一時保護の際に同伴する18歳未満の子ども（単位：人、外数）

備考：厚生労働省「婦人保護事業実施状況報告」

暴力と認識される行為

夫婦や交際相手との間で行われた行為が暴力にあたるかどうかを尋ねたところ、「人格を否定するような暴言を吐く」といった精神的な暴力や、「相手が嫌がっているのに性的な行為を強要する」といった性的な暴力について、「どのような場合でも暴力に当たる」と回答した人が5年前の調査と比較して増加しており、配偶者等からの暴力に関する正しい認識・理解が進んでいる。

図表 1-9 暴力と認識される行為（福岡県）

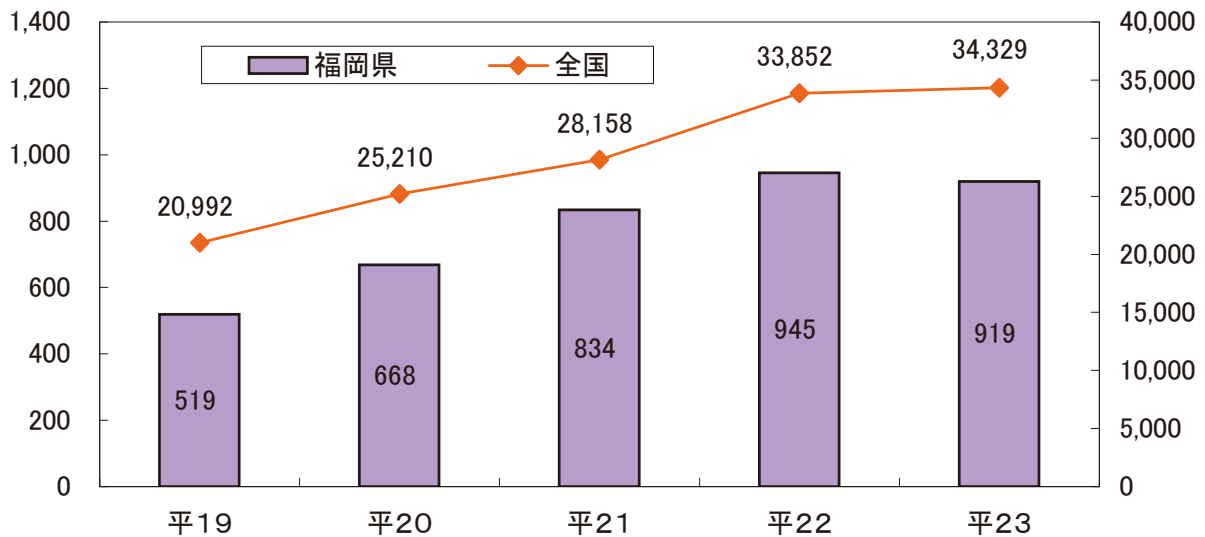


備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」

配偶者からの暴力事案の認知件数

本県の配偶者からの暴力事案の認知件数（県警察取扱い）は、平成23年は919件で、前年に比べ26件減少し、ほぼ横ばいとなっている。

図表 1-10 配偶者からの暴力事案の認知件数（福岡県・全国）



※ 認知件数とは、相談、援助要求、保護要求、被害届・告訴状受理、検挙等により配偶者からの暴力相談を認知した件数
備考：警察庁、福岡県警調べ

第2章 職場における男女の均等な機会と待遇の確保及び女性の安定就労の状況

就労とは、生活の経済的基盤を築くものであり、職場における男女の機会均等を実現することは、男女共同参画社会を実現していくうえできわめて重要である。

また、働く女性が増えている現在、職業生活と家庭生活を両立させるためには、企業をはじめとして社会全体による支援が必要である。

この章では、就労の場における女性の就労の実態や意識、雇用形態の状況、両立支援に係る意識、そしてワーク・ライフ・バランスの状況についてまとめている。

本章のポイント

- 男女とも雇用形態が正規労働から非正規労働へと移行してきており、特に女性は約5割が非正規労働である。また、賃金や平均勤続年数などの男女間格差も解消されていない。
- 共働き世帯が増加し、女性も働き続けた方がよいと考える人も増加しているが、依然として就業していた女性の約6割が出産を機に退職している。
- 男女とも仕事・家事・プライベートの両立願望が高いものの、実際は仕事優先になっている。
- 女性の育児休業取得率は高くなったが、男性の取得率は未だ低い。

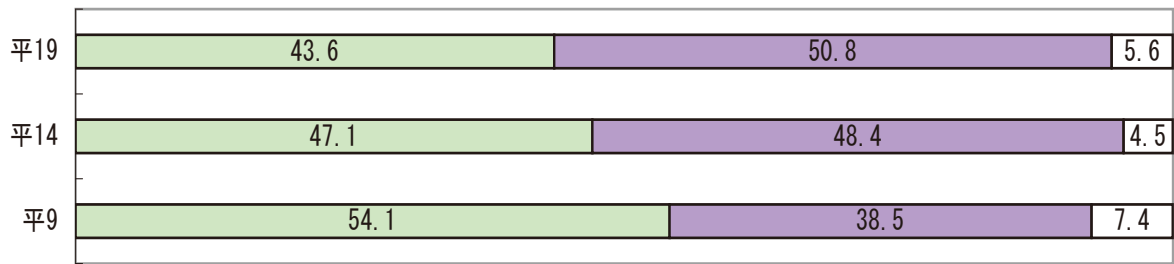
雇用者の雇用形態

女性雇用者に占める正規職員・従業員の割合は、平成9年で54.1%であったが、平成19年では43.6%と10.5ポイント減少している。男性も平成9年の81.7%から平成19年には72.8%へ8.9ポイント減少しており、全体的な雇用情勢の悪化が考えられる。

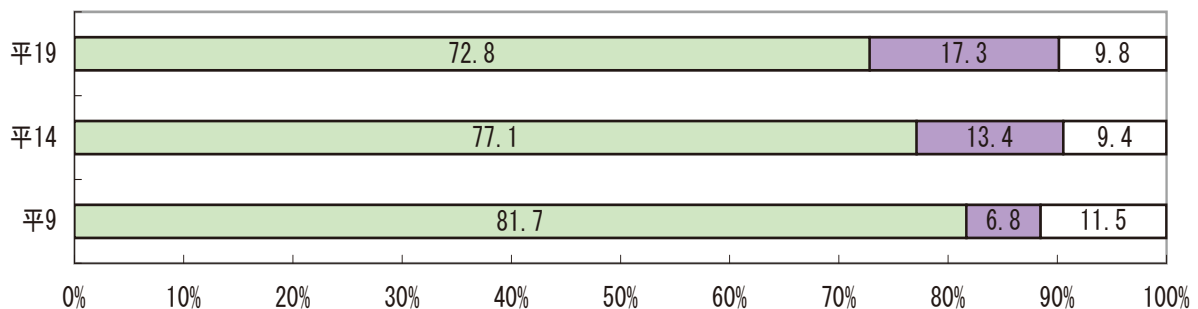
パート・アルバイト・派遣社員・契約社員・嘱託などの非正規労働については、男性は17.3%であるのに対し、女性は50.8%と雇用者に占める割合が依然として高い結果となっている。

図表 2-1 雇用者の雇用形態 (福岡県)

【女性雇用者】 □ 正規の職員・従業員 □ パート・アルバイト・派遣社員・契約社員・嘱託 □ その他



【男性雇用者】

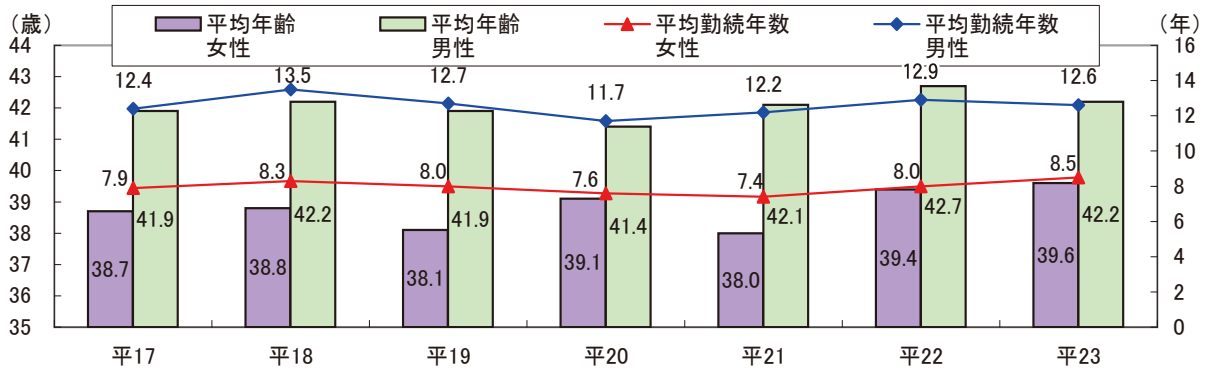


備考：総務省「就業構造基本調査」

雇用者の平均年齢と平均勤続年数

福岡県の女性雇用者の平均年齢は39.6歳、男性雇用者は、42.2歳となっている。
平均勤続年数をみると、女性雇用者は8.5年で、男性雇用者の12.6年と比較すると4.1年短い。

図表 2-2 雇用者の平均年齢と平均勤続年数（福岡県）



注) パートタイマー労働者を含まない。

備考: 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」「労働力調査」

毎月決まって支給する給与額

福岡県における毎月決まって支給する給与額は、平成23年で女性226,500円、男性336,600円である。男性の給与水準を100とした場合の女性の給与は、67.3で、近年ほぼ横ばい傾向であるが、H22年と比べると1.6ポイント減少となっている。

なお、全国平均と比較すると、男女ともに給与額では下回っており、男女間格差は、H22年までは全国を上回っていたが、平成23年は全国の69.1より1.8ポイント下回っている。

図表 2-3 毎月決まって支給する給与額（福岡県・全国）（単位：円）

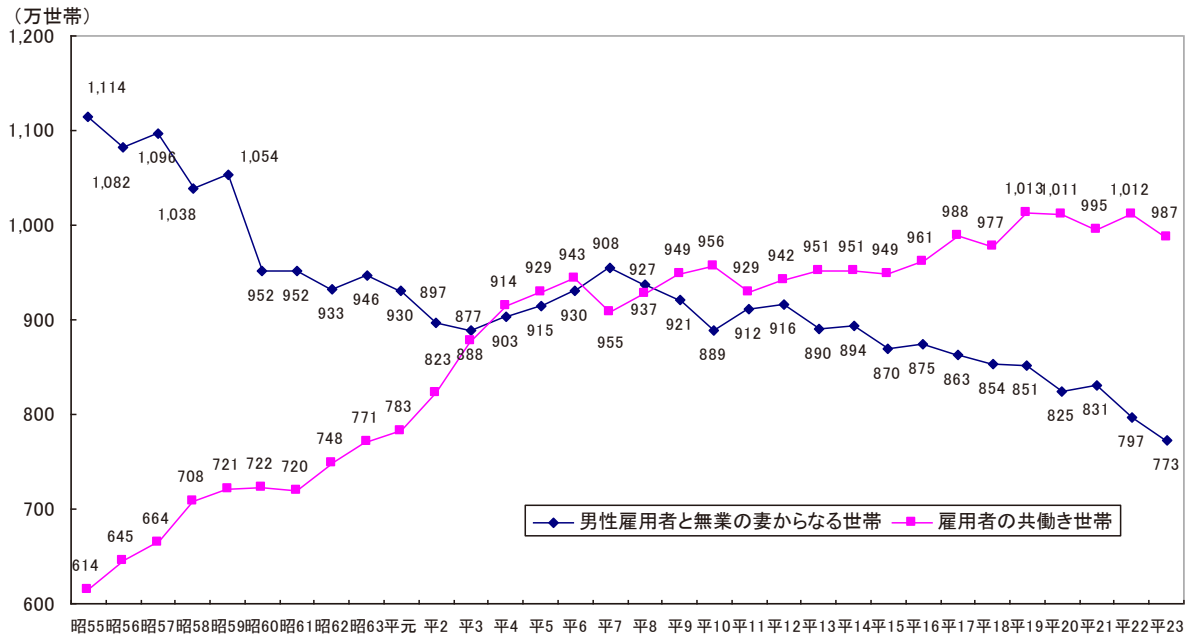
		平成2	平成12	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	
福岡県	女性	きまって支給する給与額	180,200	230,700	222,700	224,200	232,200	228,000	226,900	232,700	226,500
		所定内給与額	170,500	217,900	209,900	211,500	219,500	215,000	213,500	218,800	215,100
		年間賞与他特別給与額	532,000	670,000	497,900	507,800	504,000	516,500	491,400	517,800	476,000
	男性	きまって支給する給与額	307,000	351,300	342,900	347,500	341,600	341,400	329,400	337,600	336,600
		所定内給与額	275,200	321,100	312,400	315,000	307,500	310,400	303,000	310,300	307,300
		年間賞与他特別給与額	1,057,500	1,068,800	938,100	987,300	865,000	966,100	922,000	849,600	832,700
	男女間格差	きまって支給する給与額	58.7	65.7	64.9	64.5	68.0	66.8	68.9	68.9	67.3
		所定内給与額	62.0	67.9	67.2	67.1	71.4	69.3	70.5	70.5	70.0
		年間賞与他特別給与額	50.3	62.7	53.1	51.4	58.3	53.5	53.3	60.9	57.2
全国	女性	きまって支給する給与額	186,100	235,100	239,000	238,600	241,700	243,100	243,200	243,600	248,800
		所定内給与額	175,000	220,600	222,500	222,600	225,200	226,100	228,000	227,600	231,900
		年間賞与他特別給与額	567,100	677,000	566,400	569,300	568,400	582,700	570,600	536,200	573,400
	男性	きまって支給する給与額	326,200	370,300	372,100	372,700	372,400	369,300	354,600	360,000	360,200
		所定内給与額	290,500	336,800	337,800	337,700	336,700	333,700	326,800	328,300	328,300
		年間賞与他特別給与額	1,154,200	1,162,400	1,057,800	1,082,200	1,078,400	1,072,300	1,043,000	910,200	945,200
	男女間格差	きまって支給する給与額	57.1	63.5	64.2	64.0	64.9	65.8	68.6	67.7	69.1
		所定内給与額	60.2	65.5	65.9	65.9	66.9	67.8	69.8	69.3	70.6
		年間賞与他特別給与額	49.1	58.2	53.5	52.6	52.7	54.3	54.7	58.9	60.7

備考: 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」「労働力調査」

共働き等世帯数

夫婦ともに雇用者となっている共働き世帯は、増加傾向にあり、男性雇用者と無業の妻からなる片働き世帯は減少している。

図表 2-4 共働き等世帯数 (全国)



※平成23年の実数は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果

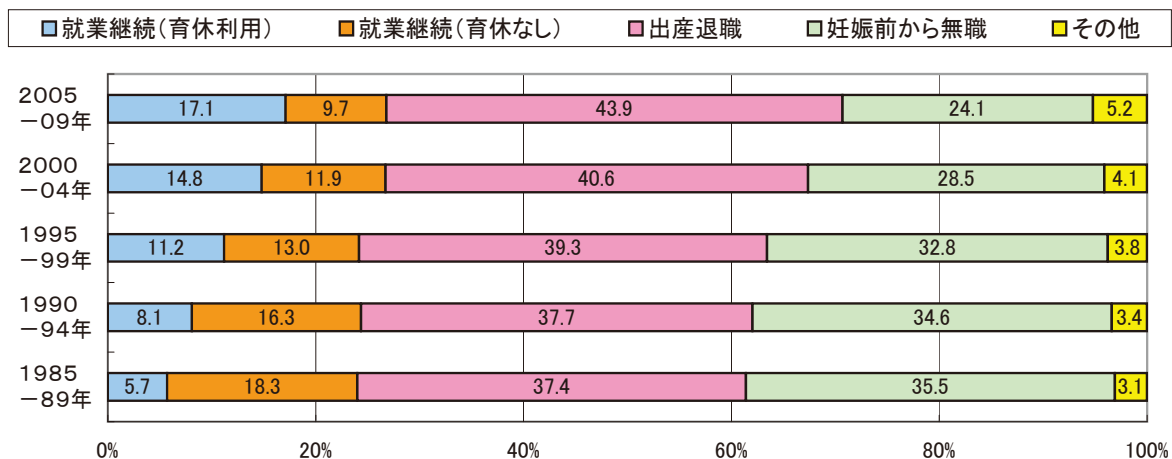
備考：総務省「労働力調査」

第1子出産前後の就業変化

第1子の妊娠が半明した時点で就業している女性（「就業継続（育休利用）、就業継続（育休なし）及び出産退職の計」は70.7%となっており、年々増加傾向にあるものの、依然として43.9%（就業していた女性の約6割）は出産退職しており、こちらも年々増加傾向にある。

出産後も就労を継続しているのは26.8%で、育児休業を取得して就業継続しているのは17.1%となっており、年々利用者が増加している。

図表 2-5 第1子出産前後の就業変化 (全国)

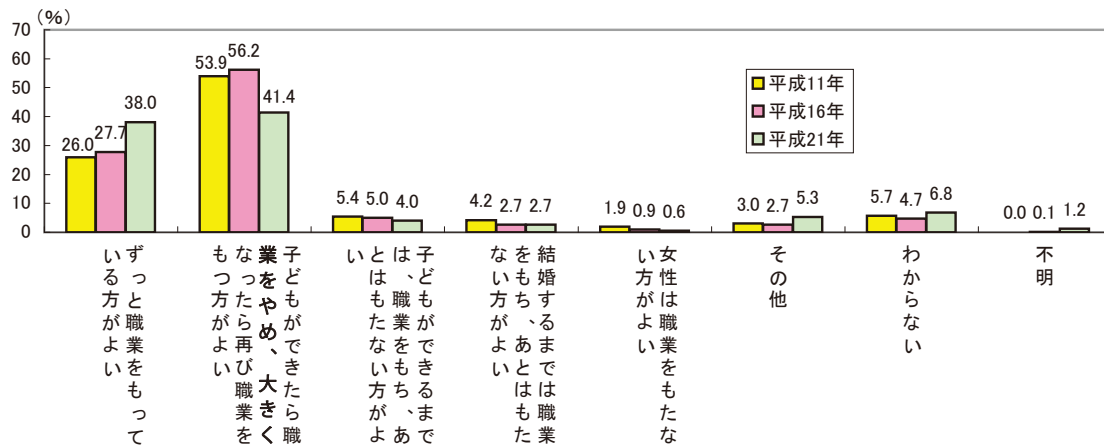


備考：国立社会保障・人口問題研究所「第14回出生動向基本調査（夫婦調査）」（平成22年）

女性が職業をもつことについての意識

一般的に女性が職業をもつことについて、「子どもができれば職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」(41.4%)と「ずっと職業をもっている方がよい」(38.0%)の2つの意見に大別された。平成11年からの10年間でみると、「子どもができれば職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」が10ポイント以上減少し、「ずっと職業をもっている方がよい」が10ポイント以上上昇しており、「職業中断・再就職型」から「就業継続型」へと移行してきている。

図表 2-6 女性が職業をもつことについての意識 (福岡県)



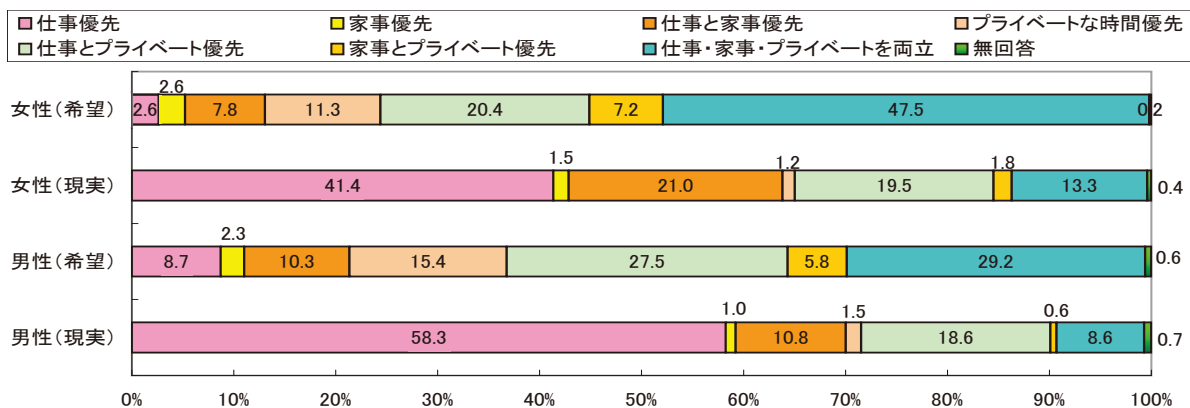
備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」

生活の中での時間の使い方 (希望・現実)

生活の中で、仕事・家事(育児)・プライベートな時間(趣味など)の優先度を尋ねた結果、女性の希望では「仕事・家事・プライベートを両立」(47.5%)が最も高く、次いで「仕事とプライベート優先」(20.4%)、「プライベートな時間優先」(11.3%)と続いているが、現実には、「仕事優先」(41.4%)に次いで、「仕事と家事優先」(21.0%)、「仕事とプライベート優先」(19.5%)となっており、「仕事・家事・プライベートを両立」は13.3%と、希望とのギャップが大きい。

男性の希望では「仕事・家事・プライベートを両立」(29.2%)が最も高く、これに「仕事とプライベート優先」(27.5%)、「プライベートな時間優先」(15.4%)が続いているが、現実には、「仕事優先」(58.3%)に次いで、「仕事とプライベート優先」(18.6%)、「仕事と家事優先」(10.8%)となっており、「仕事・家事・プライベートを両立」は8.6%と、こちらも希望とのギャップが大きくなっている。

図表 2-7 生活の中での時間の使い方・希望と現実 (福岡県)



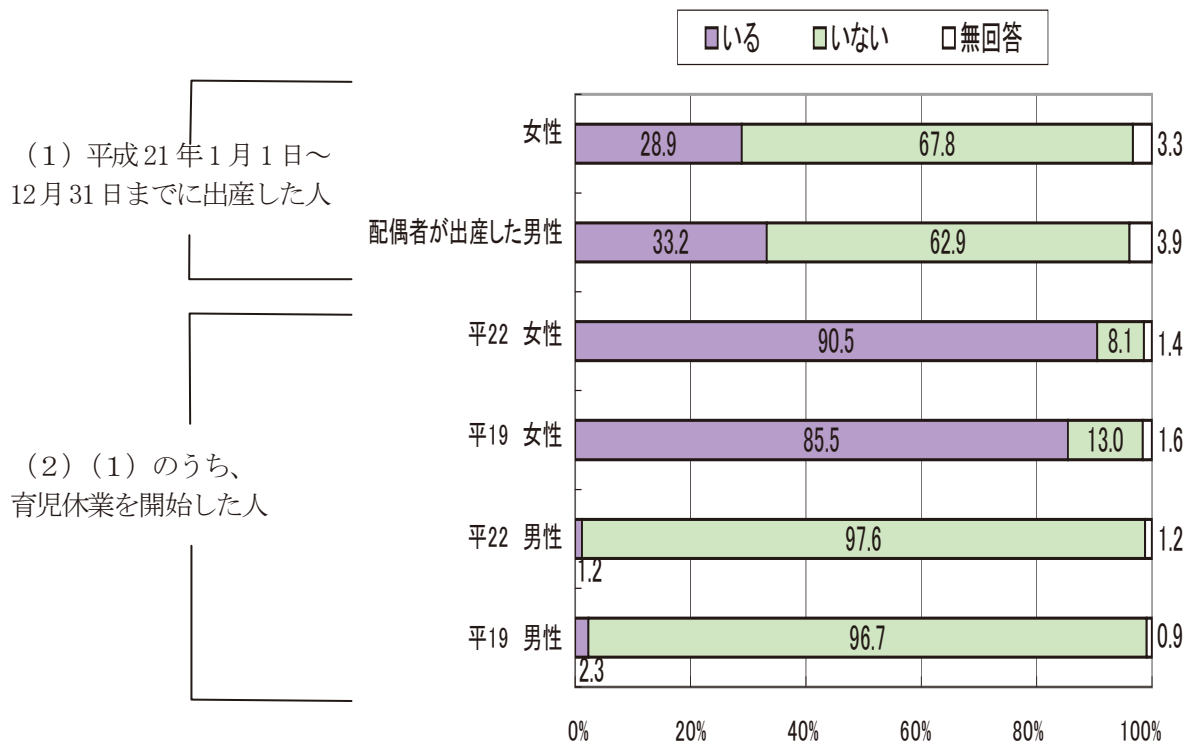
備考：福岡県「雇用均等・仕事と家庭の両立実態調査」(平成22年度)

育児休業制度の利用状況

平成22年の調査では、平成21年に女性で出産した人が「いる」事業所は28.9%、配偶者が出産した男性が「いる」事業所は33.2%であった。そのうち育児休業を開始した人が「いる」事業所は、女性が90.5%、男性が1.2%であった。(図表2-11)

女性の出産者に占める育児休業取得率は89.6%と、平成19年よりも1.4ポイント上昇している。男性では平成19年の取得率は0.5%だったが、平成22年には0.7%となっている。(図表2-9)

図表2-8 育児休業制度の利用状況(福岡県)



図表2-9 育児休業の取得者数及び復職者数(福岡県)

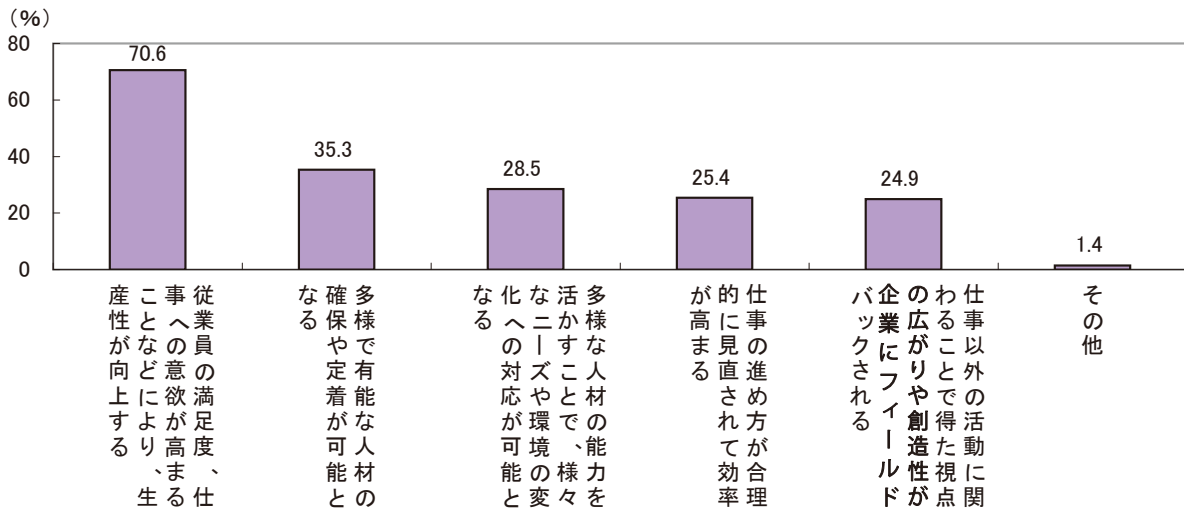
	女性	男性
(1) 平成21年1月1日～平成21年12月31日までに出産した人 ※男性は配偶者が出産した人数	357	593
(2) (1)のうち育児休業を開始した人 (平成22年12月31日までに育児休業を予定している人を含む)	320	4
(3) 平成21年1月1日～平成21年12月31日までに育児休業を終了した 従業員のうち、復職した人	267	5
(4) 平成21年1月1日～平成21年12月31日までに育児休業を終了した 従業員のうち、復職予定であったが退職した人	33	2
育児休業取得率 [(2) / (1)]	89.6%	0.7%
前回調査(平成19年度)における育児休業取得率	88.2%	0.5%

備考：福岡県「雇用均等・仕事と家庭の両立実態調査」(平成22年度)

事業所が仕事と家庭の調和（ワーク・ライフ・バランス）に取り組む理由

「ワーク・ライフ・バランス」推進に取り組む必要があると考える事業所に、その理由を尋ねたところ、「従業員の満足度、仕事への意欲が高まることなどにより、生産性が向上する」という回答が7割以上になった。

図表 2-10 事業所が仕事と家庭の調和（ワーク・ライフ・バランス）に取り組む理由（福岡県）

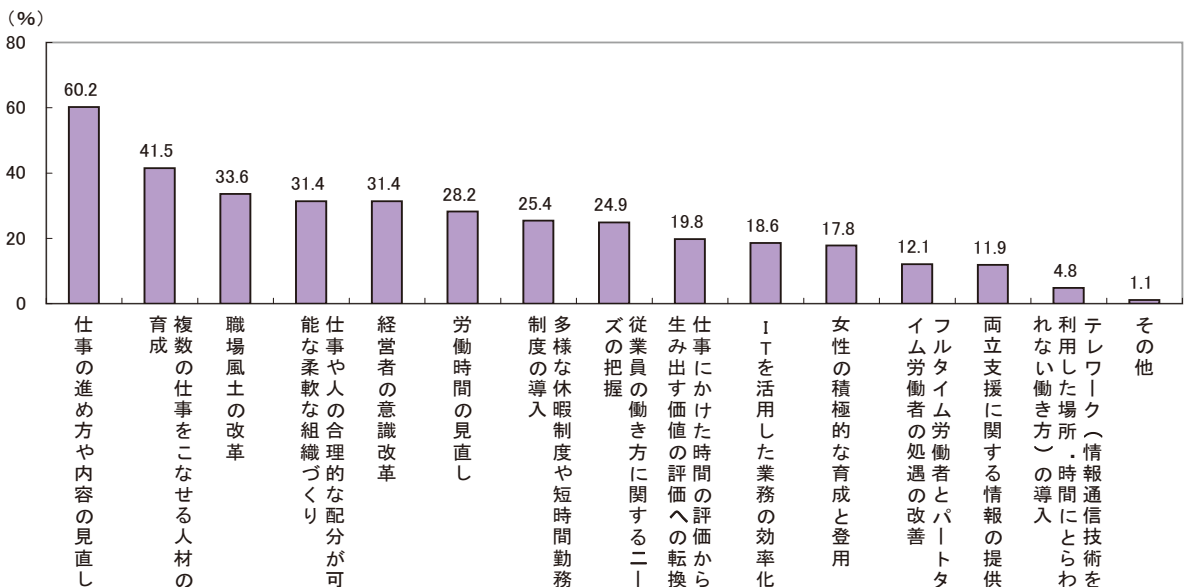


備考：福岡県「雇用均等・仕事と家庭の両立実態調査」（平成22年度）

事業所における仕事と家庭の調和（ワーク・ライフ・バランス）に必要な取り組み

事業所における仕事と家庭の調和（ワーク・ライフ・バランス）に必要な取り組みは、「仕事の進め方や内容の見直し」の60.2%が最も高く、次いで「複数の仕事をこなせる人材の育成」41.5%が続いている。これに「職場風土の改革」が33.6%で、「仕事や人の合理的な配分が可能な柔軟な組織づくり」と「経営者の意識改革」がともに31.4%と組織としての対応が必要とされている。

図表 2-11 事業所における仕事と家庭の調和（ワーク・ライフ・バランス）に必要な取り組み（福岡県）



備考：福岡県「雇用均等・仕事と家庭の両立実態調査」（平成22年度）

第3章 社会・経済活動の指導的地位への女性の進出の状況

活力ある社会を築いていくためには、女性が社会・経済活動において能力を発揮していくことが不可欠であり、特に、行政・政治分野や企業管理・研究分野、地域における指導的地位への女性の進出が必要である。

この章では、女性の社会進出の状況についてまとめている。

本章のポイント

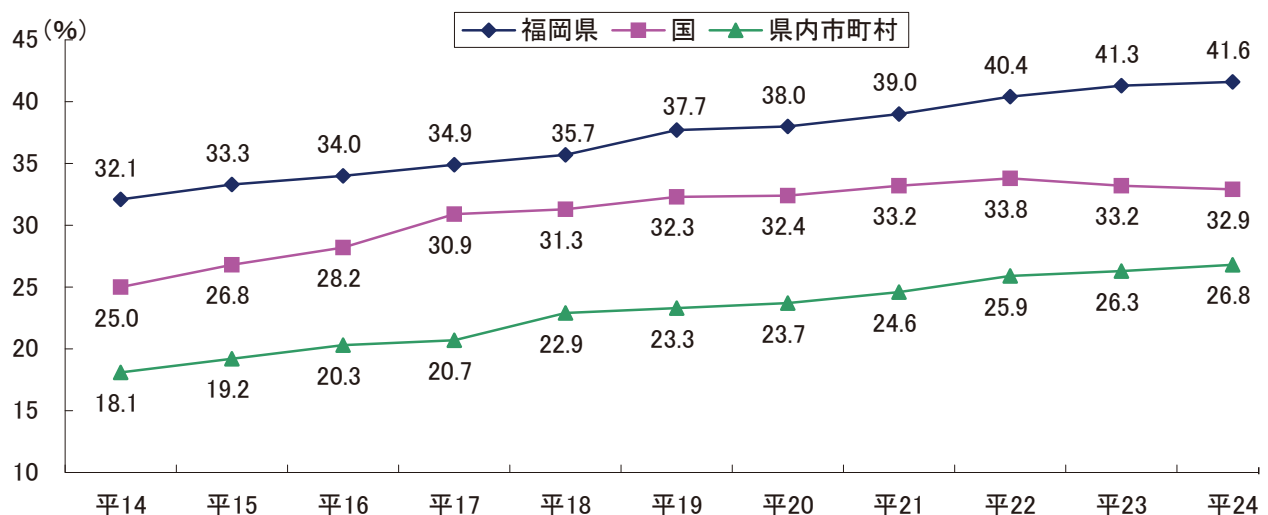
- 県や市町村の審議会等における女性の登用は、着実に進んでいるが、市町村の間で登用率に大きな格差がある。
- 市町村議会における女性議員の割合は全国平均より高い水準にあるが、福岡県議会における女性議員の割合は、全国平均より低い水準にある。
- 福岡県職員の女性管理職への登用は、年々進んでいるが、全国平均より低い水準にある。
- 農協・漁協等における女性役員の割合は、ほぼ横ばい。
- 大学進学率は依然として男子の方が女子を上回っているが、その差は縮小傾向にある。
- 大学・短期大学等の教員、自治会長やPTA会長に占める女性の割合など、役職への女性の参画は、わずかずつではあるが拡大傾向にある。

審議会等における女性委員比率

福岡県の審議会等における女性委員の割合は、平成14年の32.1%から平成24年には41.6%と、この10年で9.5ポイント上昇しており、全国4位の高い水準にある。

県内市町村の審議会等における女性委員の割合は、平成14年の18.1%から平成24年は26.8%と8.7ポイント上昇しており、市町村においても女性委員の登用は着実に進んでいる。

図表 3-1 審議会等における女性委員比率（福岡県・全国）



平成24年	審議会等数	うち女性委員を含む数	委員総数	うち女性委員の数	女性比率 (%)
福岡県	92	92	1,317	548	41.6
県内市町村	1,615	1,319	19,788	5,307	26.8
市（政令市含む）	957	850	12,914	3,829	29.6
町村	658	469	6,874	1,478	21.5

備考：内閣府男女共同参画局、福岡県男女共同参画推進課調べ

市町村の審議会等における女性委員の登用状況

市町村の審議会等における女性委員の登用状況をみると、最も比率が高いのは40.8%の久留米市であり、北九州市39.4%、宗像市37.9%と続いている。

比率が高い市町村と低い市町村では最大で30ポイント以上の開きがある。

図表 3-2 市町村の審議会等における女性委員の登用状況

市町村	審議会等数	うち女性委員を 含む数	総委員数	うち女性委員数	女性比率 (%)
1 久留米市	86	86	1,194	487	40.8
2 北九州市	56	56	1,208	476	39.4
3 宗像市	36	36	380	144	37.9
4 福津市	48	47	454	172	37.9
5 古賀市	24	23	267	97	36.3
6 筑前町	37	33	492	178	36.2
7 筑紫野市	34	32	389	134	34.4
8 筑後市	31	25	407	133	32.7
9 大野城市	23	22	185	59	31.9
10 久山町	9	5	60	19	31.7
11 志免町	21	18	196	59	30.1
12 小竹町	21	16	218	65	29.8
13 糸島市	26	23	431	128	29.7
14 福岡市	83	78	1,858	551	29.7
15 岡垣町	21	19	196	57	29.1
16 八女市	38	33	529	147	27.8
17 みやこ町	15	13	177	49	27.7
18 大牟田市	29	23	318	87	27.4
19 春日市	26	23	276	75	27.2
20 糸田町	25	19	233	63	27.0
21 大川市	15	12	165	44	26.7
22 中間市	22	18	257	68	26.5
23 嘉麻市	30	25	322	85	26.4
24 直方市	23	22	302	79	26.2
25 小郡市	23	21	250	65	26.0
26 太宰府市	34	30	335	86	25.7
27 大刀洗町	13	11	102	26	25.5
28 行橋市	26	25	217	54	24.9
29 みやま市	26	19	286	71	24.8
30 柳川市	28	24	383	95	24.8
31 那珂川町	29	29	360	85	23.6
32 水巻町	32	27	426	100	23.5
33 飯塚市	54	45	828	194	23.4
34 遠賀町	29	24	264	59	22.3
35 篠栗町	13	10	122	27	22.1
36 粕屋町	12	6	110	24	21.8
37 荏田町	26	21	308	67	21.8
38 朝倉市	26	21	440	94	21.4
39 新宮町	14	9	119	24	20.2
40 川崎町	12	9	110	22	20.0
41 桂川町	14	11	144	28	19.4
42 芦屋町	28	21	243	47	19.3
43 うきは市	31	24	308	59	19.2
44 大木町	17	13	189	36	19.0
45 東峰村	24	17	273	51	18.7
46 築上町	34	18	408	75	18.4
47 香春町	22	11	227	41	18.1
48 添田町	26	17	196	33	16.8
49 宮若市	24	18	232	38	16.4
50 赤村	15	9	110	18	16.4
51 鞍手町	44	21	500	81	16.2
52 田川市	30	24	315	50	15.9
53 吉富町	23	15	243	38	15.6
54 豊前市	25	15	378	57	15.1
55 須恵町	11	6	107	16	15.0
56 上毛町	6	4	43	6	14.0
57 宇美町	16	8	156	21	13.5
58 大任町	15	7	191	24	12.6
59 福智町	19	14	211	25	11.8
60 広川町	15	8	140	14	10.0

※ 平成24年4月1日現在（ただし、北九州市は平成24年6月1日、福岡市は平成23年6月1日現在の数値）
 ※ 地方自治法第202条の3に基づく審議会等（法律や条例に基づいて設置され、調停、審査、審議または調査等を行う機関）を対象としている。なお、広域圏で設置している審議会等は含んでいない。

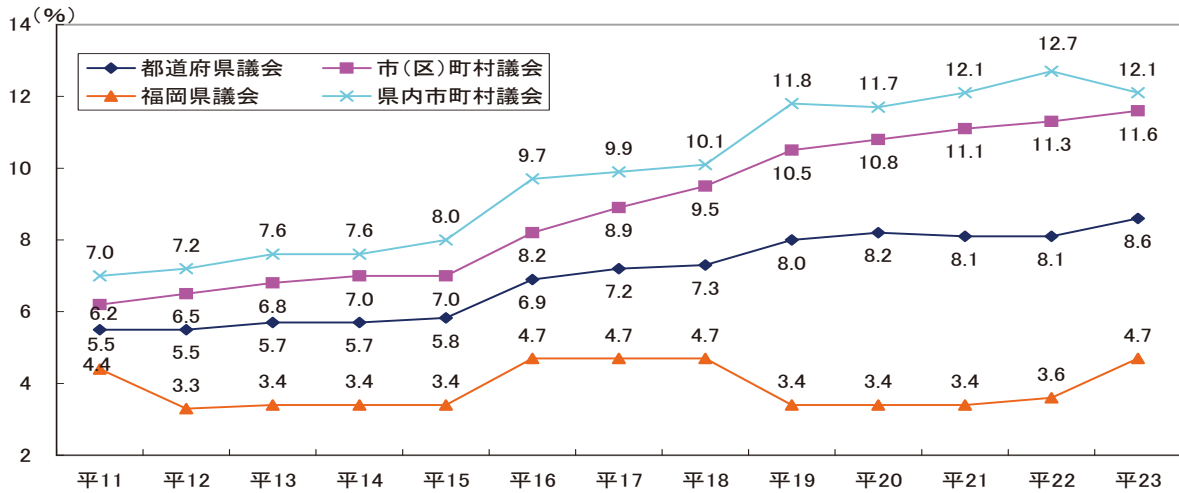
備考：福岡県男女共同参画推進課調べ

地方議会における女性議員比率

福岡県議会における女性議員の比率は、平成23年12月現在4.7%であり、全国の都道府県議会の女性議員の平均比率8.6%を、3.9ポイント下回っている。

県内の市町村議会における女性議員の平均比率は、平成23年12月現在、12.1%であり、全国の市(区)町村議会の女性議員の平均比率11.6%を、0.5ポイント上回っている。

図表 3-3 地方議会における女性議員比率 (福岡県・全国)



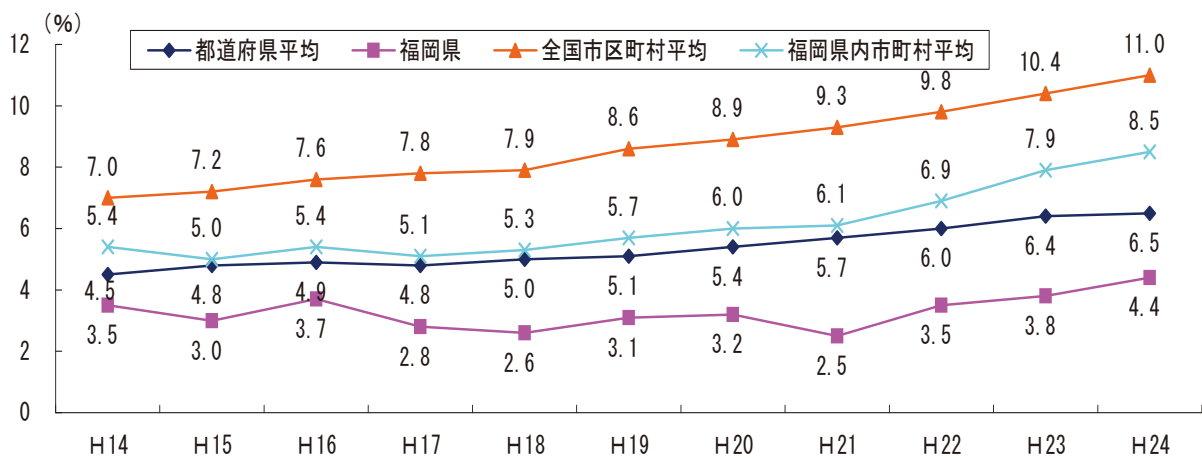
備考：総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調等」

女性公務員の管理職登用の状況

福岡県職員における女性の管理職への登用状況は、平成24年4月1日時点(教育委員会、警察本部を含む。知事部局は5月1日時点)で4.4%となり、平成21年以降増加傾向にあるが、全国平均6.5%と比較すると2.1ポイント下回っている。

県内の市町村における女性の管理職への登用状況は平成24年4月1日時点で8.5%となり、昨年より0.6ポイント上昇しているが、全国市区町村平均と比較すると2.5ポイント下回っている。

図表 3-4 女性公務員の管理職(本庁課長相当職以上)登用状況(福岡県・全国)



備考：内閣府男女共同参画局、福岡県男女共同参画推進課調べ

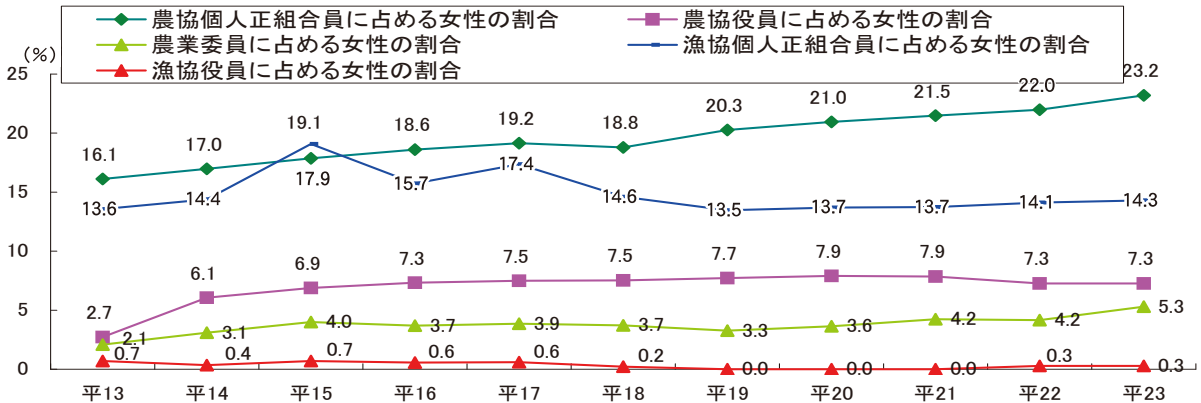
農協・漁協等における女性の参画状況

農協における個人正組合員に占める女性の割合は、平成23年度末で23.2%であり、増加傾向にある。なお、役員については7.3%となっており、平成22年度末と同じである。

農業委員における女性の割合は、平成23年10月現在で5.3%となっている。

漁協における個人正組合員に占める女性の割合は、平成23年度末で14.3%となっており、役員については平成22年に女性が1名就任し、割合は0.3%となっている。

図表 3-5 農協・漁協等における女性の参画状況（福岡県）



備考：農業委員：平成13年、14年及び平成21年以降は10月1日現在 平成15年は12月1日現在 平成16年は事業年度末（3月末現在）、平成18年から平成20年は9月1日現在（福岡県農業会議調べ）

農 協：各事業年度末（3月末現在）（県農林水産部団体指導課調べ）

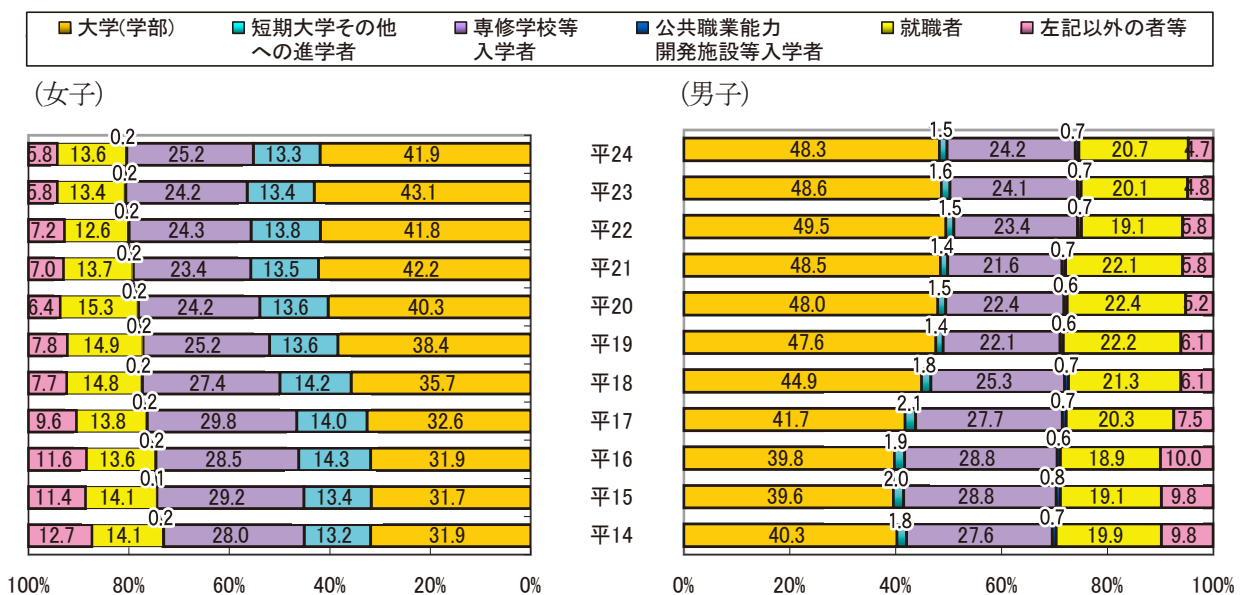
漁 協：各事業年度末（3月末現在）（県農林水産部漁業管理課調べ）

高等学校卒業者の進路

県内の高等学校卒業者の進路は、女子、男子とも大学（学部）への進学者が増加傾向であり、最も割合が高い。

大学進学率は依然として男子の方が女子を上回っているが、平成14年には8.4ポイントあった格差が、平成24年には6.4ポイントと、この10年間で2.0ポイント縮小している。

図表 3-6 高等学校卒業者の進路（福岡県）



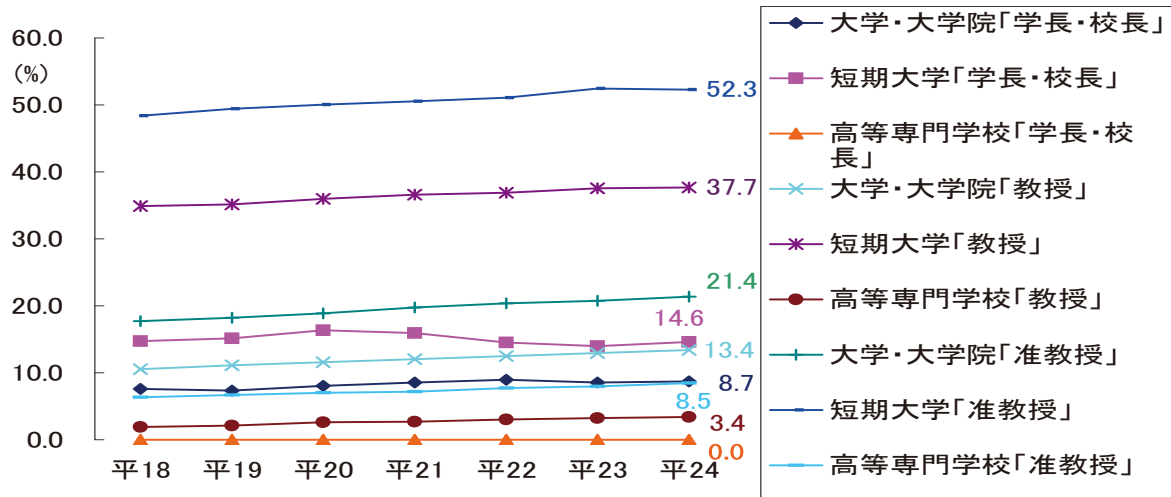
備考：文部科学省「学校基本調査」

大学・短期大学等の教員に占める女性の割合

全国の大学・大学院での、学長に占める女性の割合は、8.7%で前年に比べ0.2ポイント増加している。短期大学においては14.6%となっており、前年に比べ0.6ポイント増加。高等専門学校では依然として女性校長が存在しない。

教授に占める女性割合は、大学・大学院13.4%、短期大学37.7%、高等専門学校3.4%、准教授については、大学・大学院21.4%、短期大学52.3%、高等専門学校8.5%となっており、概ね年々増加傾向にある。

図表 3-7 大学・短期大学等教員に占める女性の割合（全国）



学長・校長		平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24
大学・大学院	総数(人)	713	720	720	737	736	737	746
	うち女性(人)	54	53	58	63	66	63	65
	女性割合(%)	7.6	7.4	8.1	8.5	9.0	8.5	8.7
短期大学	総数(人)	278	271	251	251	241	236	226
	うち女性(人)	41	41	41	40	35	33	33
	女性割合(%)	14.7	15.1	16.3	15.9	14.5	14.0	14.6
高等専門学校	総数(人)	61	62	60	60	58	57	57
	うち女性(人)	0	0	0	0	0	0	0
	女性割合(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

教授		平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24
大学・大学院	総数(人)	66,125	66,785	67,699	68,301	68,787	69,295	68,982
	うち女性(人)	6,977	7,417	7,840	8,218	8,580	8,978	9,255
	女性割合(%)	10.6	11.1	11.6	12.0	12.5	13.0	13.4
短期大学	総数(人)	4,302	4,139	3,968	3,827	3,621	3,498	3,314
	うち女性(人)	1,502	1,454	1,427	1,400	1,336	1,313	1,248
	女性割合(%)	34.9	35.1	36.0	36.6	36.9	37.5	37.7
高等専門学校	総数(人)	1,773	1,761	1,756	1,739	1,755	1,755	1,744
	うち女性(人)	34	37	46	47	53	57	59
	女性割合(%)	1.9	2.1	2.6	2.7	3.0	3.2	3.4

准教授		平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24
大学・大学院	総数(人)	38,855	39,646	40,352	40,806	41,189	41,677	42,119
	うち女性(人)	6,885	7,219	7,618	8,062	8,391	8,648	9,006
	女性割合(%)	17.7	18.2	18.9	19.8	20.4	20.8	21.4
短期大学	総数(人)	2,959	2,911	2,779	2,665	2,535	2,409	2,333
	うち女性(人)	1,432	1,439	1,391	1,347	1,295	1,263	1,220
	女性割合(%)	48.4	49.4	50.1	50.5	51.1	52.4	52.3
高等専門学校	総数(人)	1,697	1,726	1,754	1,771	1,737	1,722	1,713
	うち女性(人)	108	115	123	127	134	137	145
	女性割合(%)	6.4	6.7	7.0	7.2	7.7	8.0	8.5

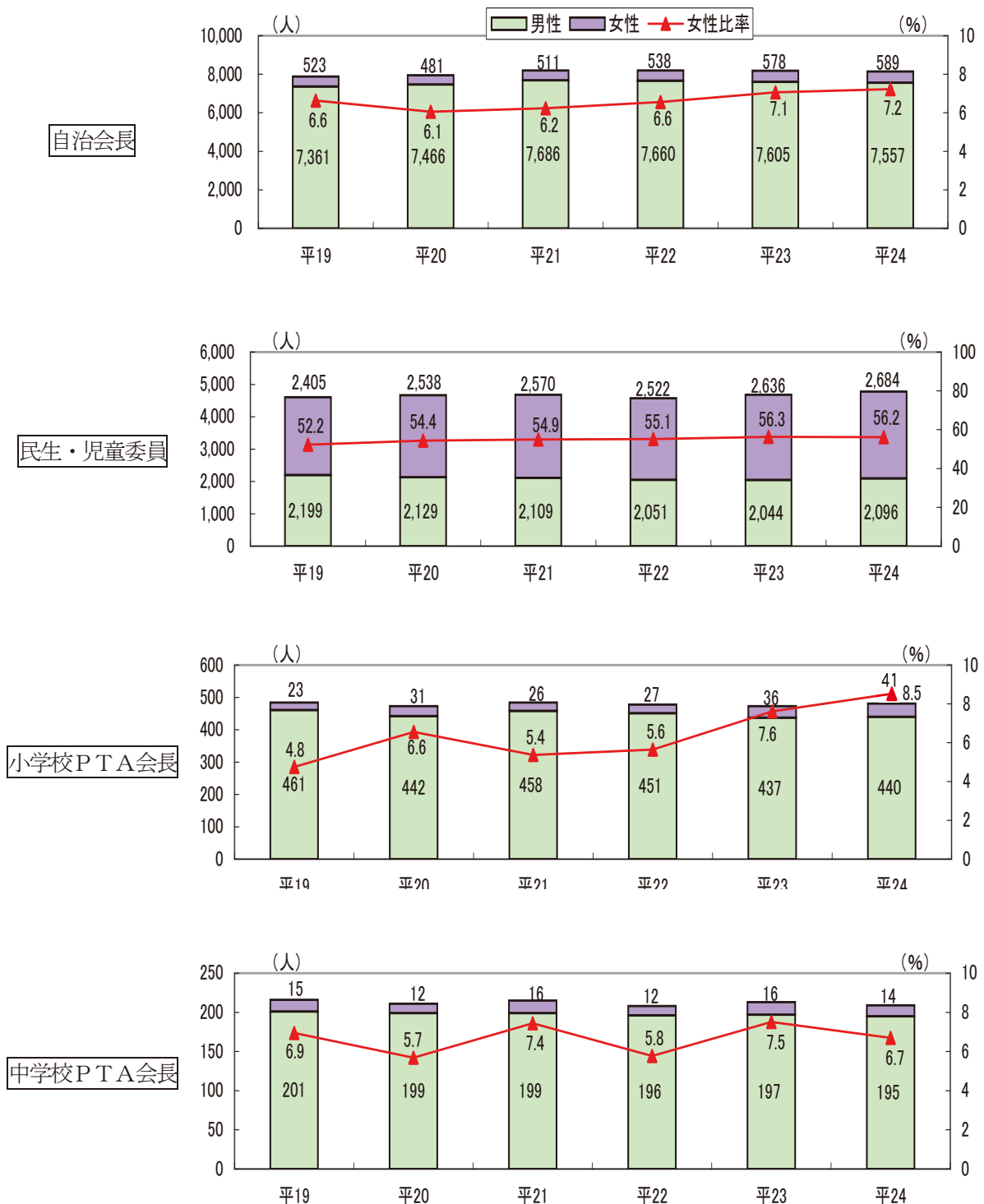
備考：文部科学省「学校基本調査」

地域における役職等への女性の参画状況

平成24年の自治会長における女性の割合は7.2%と前年に比べ0.1ポイント上昇しており、児童・民生委員では56.2%と過半数を超えている。

小学校PTA会長における女性の割合は8.5%となっており、前年に比べ0.9ポイント上昇している。中学校PTA会長については6.7%と、前年に比べ0.8ポイント減少している。

図表 3-8 地域における役職等への女性の参画状況（福岡県）



※ 民生・児童委員、小学校PTA会長、中学校PTA会長については、政令指定都市を含まない。

備考：福岡県男女共同参画推進課調べ

第4章 女性が活躍できる社会を実現するための意識改革と実践活動の状況

男女共同参画社会の実現には、男女が社会のあらゆる分野で性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できる社会づくりが重要であるという理解を促進するとともに、啓発活動や学習によって培われた知識や理解を、実践活動に活かしていくことが必要である。

この章では、男女共同参画に関する市町村の取組み状況と住民意識についてまとめている。

本章のポイント

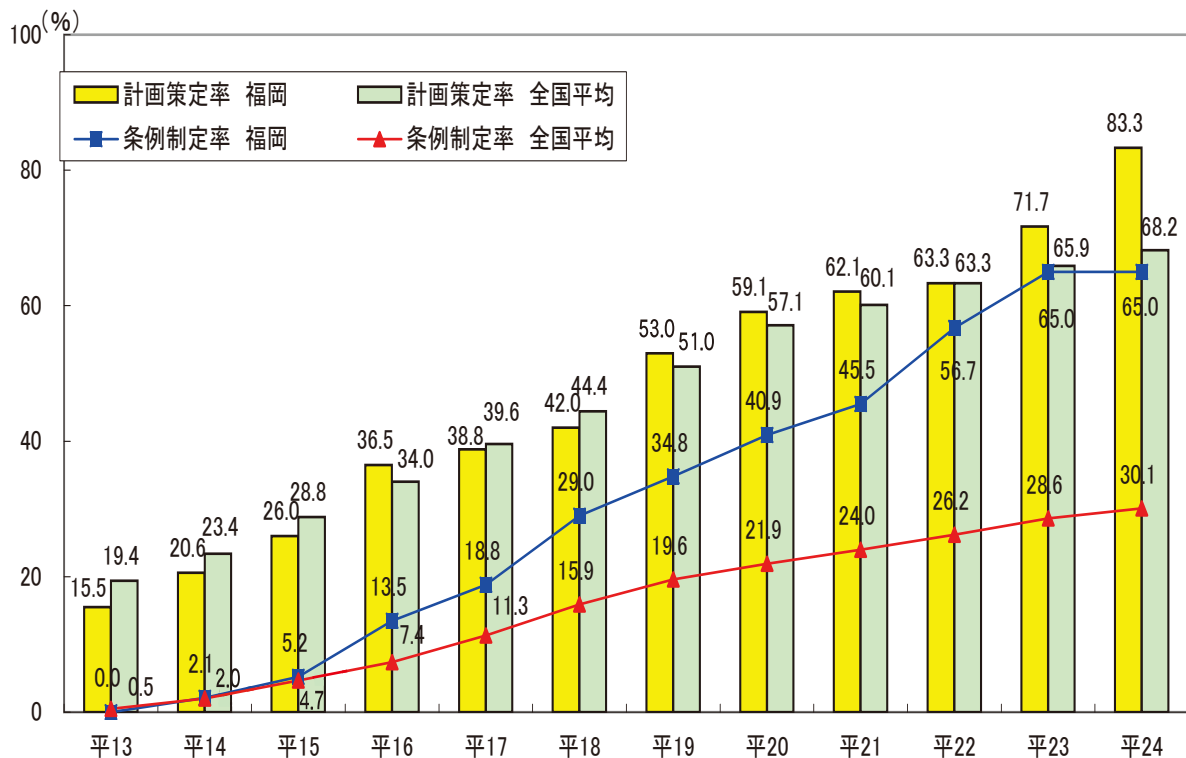
- 県内の市町村の条例制定率、計画策定率は、着実に上昇しており、全国より高い水準にある。
- 男女共同参画・女性のための総合的な施設は、17市町村に設置されている。
- 役職・公職への就任意識については、男性に比べて女性の方が引き受ける意向が低くなっている。
- 地域活動において、女性は、男性に比べて、補助的な役割を、任されることが多いと感じている。
- 地域活動における意思決定の場に女性の参画が少ない理由としては、男性中心の組織運営であること、女性側が責任のある役を引き受けたがらないことなどがあがっている。
- 地域活動に女性リーダーを増やすために必要なこととしては、「活動時間帯を工夫」、「育児や介護の支援施策の充実」、「家事・育児の分担」、「男性中心の考え方の改善」などがあがっている。

市町村の男女共同参画に関する条例・計画

福岡県内の市町村における条例は、平成24年4月1日現在では60市町村中39の市町村で制定されている。制定率は65.0%であり、全国平均より34.9ポイント上回っており、全国でも6番目の制定率となっている。

計画は、平成24年4月1日現在で60市町村中50の市町村で策定されている。策定率は83.3%であり、全国平均を15.1ポイント上回っている。

図表 4-1 市町村の男女共同参画に関する条例制定率・計画策定率（福岡県・全国）



備考：内閣府男女共同参画局、福岡県男女共同参画推進課調べ

図表4-2 市町村の男女協働参画に関する条例制定・計画策定・総合的な施設の整備状況

平成24年4月1日現在

男女共同参画に関する条例：39市町村で制定（23市14町2村）
男女共同参画に関する計画：50市町村で策定（28市20町2村）
男女共同参画・女性のための総合的な施設：17市町で整備（15市2町）



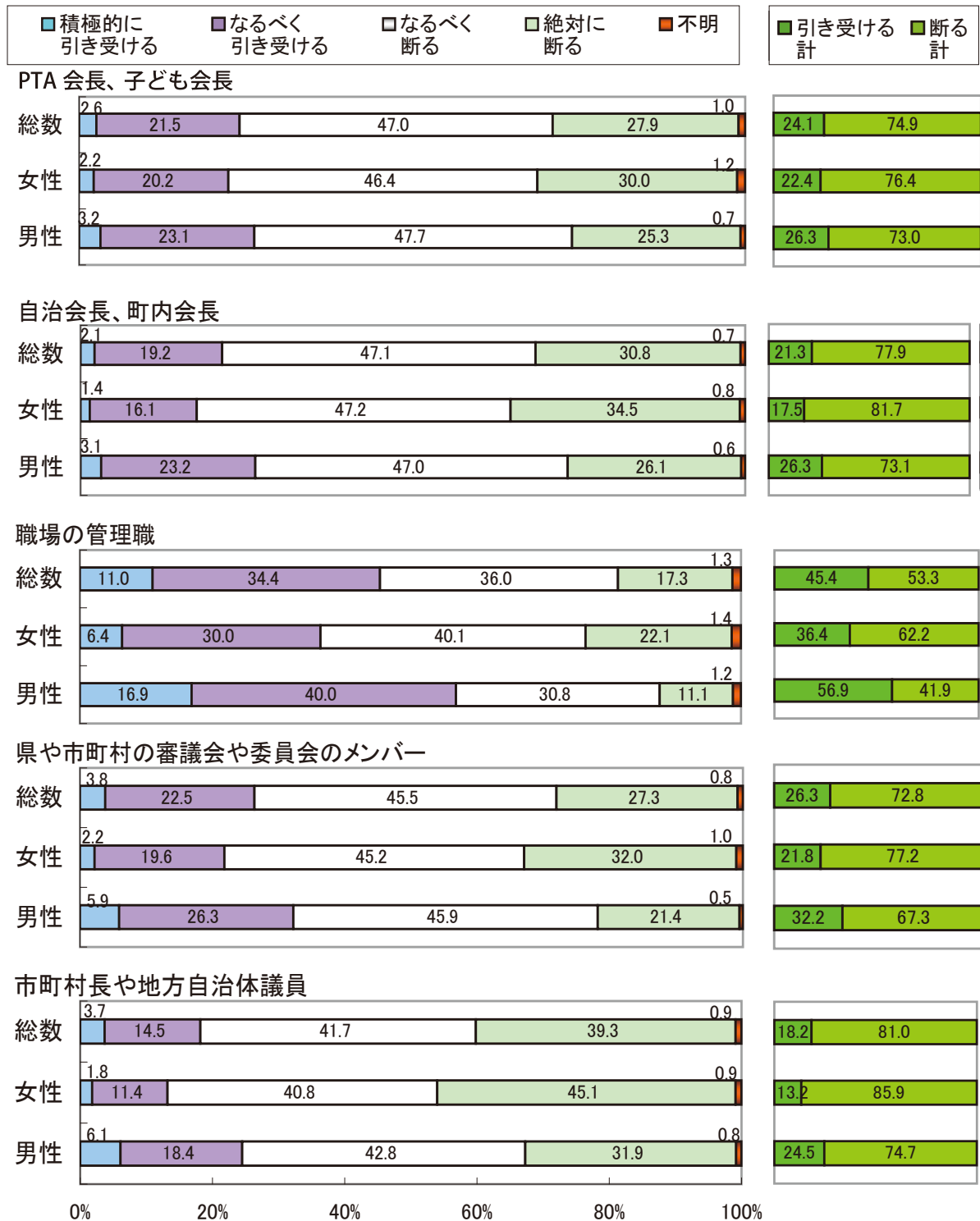
- ※ 平成23年度中に東峰村、大刀洗町、添田町、大任町、赤村、福智町、築上町で新たに計画が策定された。
- ※ 平成23年度中に春日市、筑前町で新たに男女共同参画・女性のための総合的な施設が整備された。

備考：福岡県男女共同参画推進課調べ

役職・公職への就任意識

役職・公職への就任や立候補を依頼された場合の対応について、「引き受ける」（「積極的に引き受ける」、「なるべく引き受ける」）意向が最も高いのは、職場の管理職で、以下、県や市町村の審議会や委員会のメンバー、PTA 会長・子ども会長、自治会長・町内会長、市町村長や地方自治体議員となっており、いずれも、女性に比べて男性の方が引き受ける意向が高くなっている。

図表 4-3 役職・公職への就任意識（福岡県）



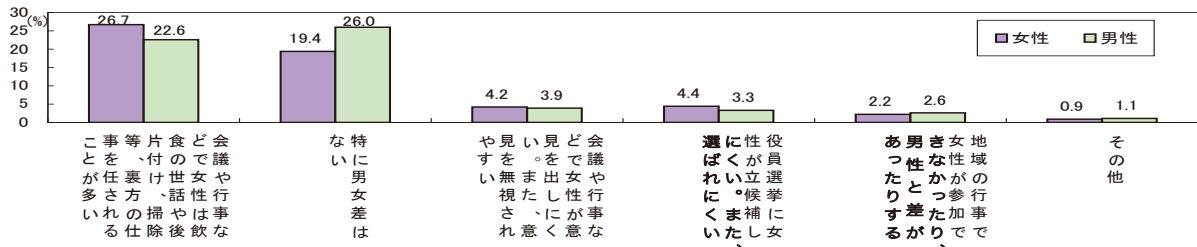
備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（平成 21 年度）

地域活動（自治会等）の現状

地域活動（自治会等）の現状について尋ねたところ、女性では「会議や行事などで女性は飲食の世話や後片付け、掃除等、裏方の仕事を任されることが多い」が26.7%で最も多くなっている。

一方、「特に男女差はない」は、男性では最も多い26.0%であるのに対し、女性では19.4%と男性よりも6.6ポイント低くなっており、男女間の意識の違いが見られる。

図表 4-4 地域活動（自治会等）の現状（福岡県）

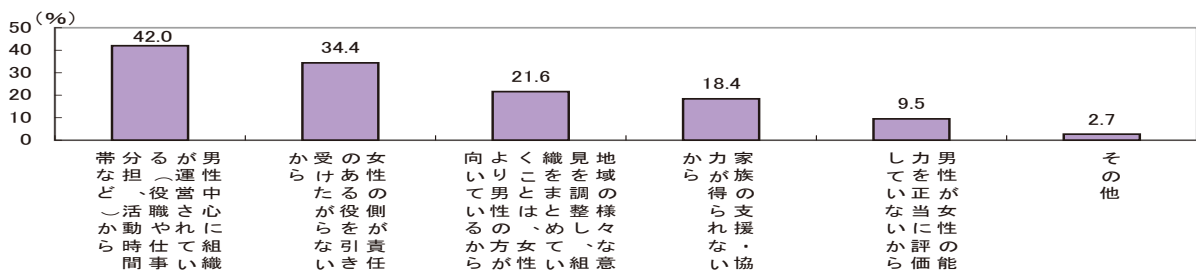


備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（平成21年度）

地域活動（自治会等）における意思決定の場への女性の参画が少ない理由

地域活動（自治会等）における会長などの役職者には、現状ではまだ女性が少ない。この理由についてどのように考えるかを尋ねたところ、「男性中心に組織が運営されている（役職や仕事の分担、活動時間帯など）から」（42.0%）が最も多く、次いで「女性の側が責任のある役を引き受けていないから」（34.4%）、「地域の様々な意見を調整し、組織をまとめていくことは、女性より男性の方が向いているから」（21.6%）、「家族の支援・協力が得られないから」（18.4%）の順になった。

図表 4-5 地域活動（自治会等）における意思決定の場への女性の参画が少ない理由（福岡県）

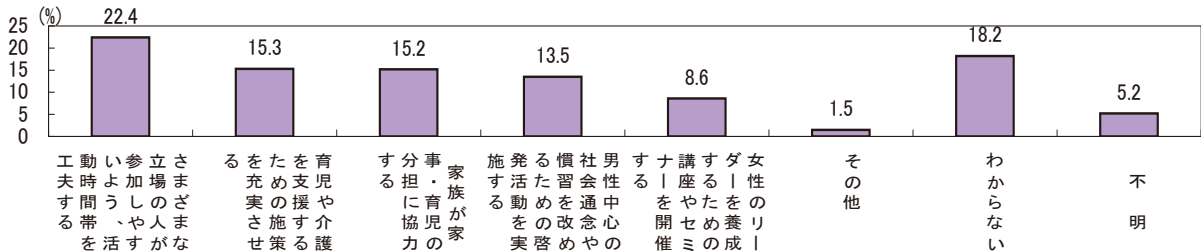


備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（平成21年度）

地域活動に女性リーダーを増やすために必要なこと

地域活動（自治会等）に女性リーダーを増やすためには、どのようなことが必要と考えるかを尋ねたところ、「さまざまな立場の人が参加しやすいよう、活動時間帯を工夫する」（22.4%）という意見が最も多く、次いで「育児や介護を支援するための施策を充実させる」（15.3%）、「家族が家事・育児の分担に協力する」（15.2%）、「男性中心の社会通念や慣習を改めるための啓発活動を実施する」（13.5%）となっている。

図表 4-6 地域活動に女性リーダーを増やすために必要なこと（福岡県）



備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（平成21年度）

第5章 女性の安全・安心な生活の確保の状況

女性が安全・安心な生活を送るためには、性犯罪などの女性に対する暴力を防止するとともに、女性が抱える問題の解決に向けた取組を進めることが必要である。男女が互いの身体的性差を理解したうえで人権を尊重し、男性とは異なる女性のライフサイクルや健康上の問題に配慮しながら、女性の生涯を通じた総合的な健康支援を行っていくことは、男女共同参画社会実現の前提である。

この章では、女性の安全・安心な生活に関わる状況についてまとめている。

本章のポイント

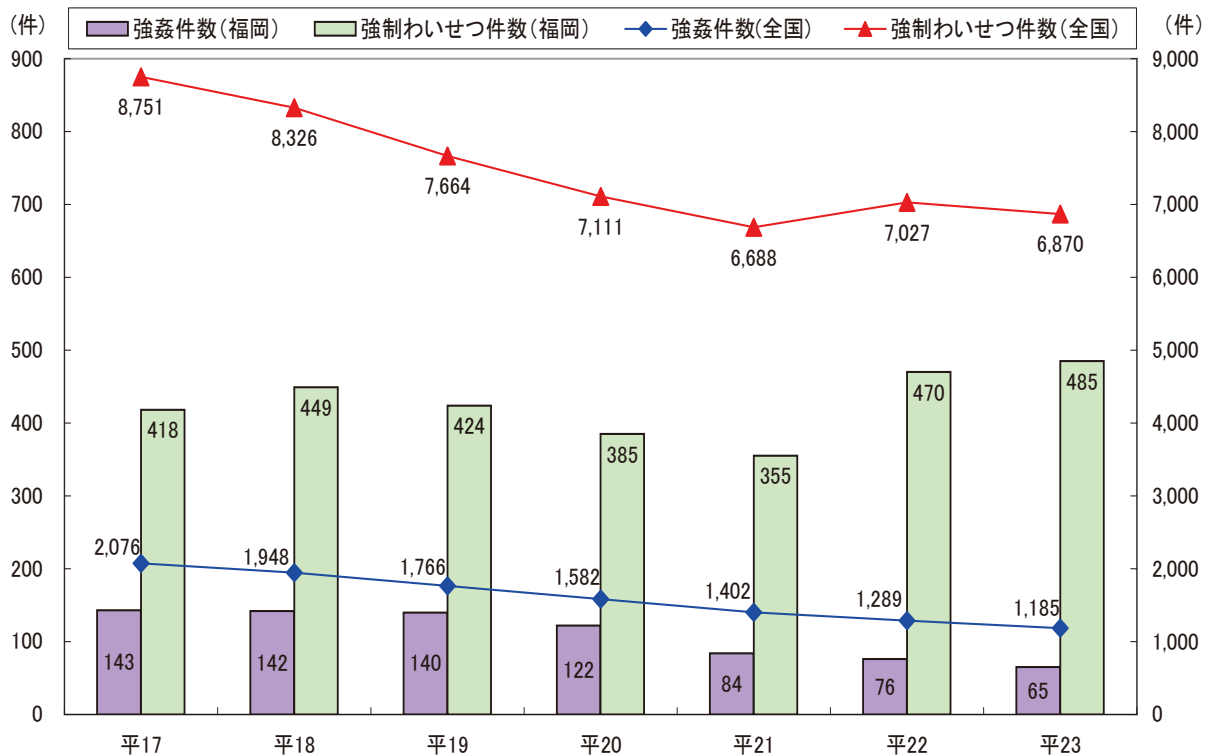
- 福岡県における強制わいせつ・強姦の認知件数は、全国的に高い順位となっている。
- 福岡県における単身高齢世帯数は大幅に増加しており、全国的にも同様の傾向にある。また女性高齢単身世帯は、男性高齢単身世帯の約3倍となっている。
- 自然死産数及び人工死産数、周産期死亡数、周産期死亡率は、近年ほぼ横ばいで推移している。

性犯罪の認知件数

平成23年の強制わいせつの認知件数は、485件となっており、平成22年の470件に比べ15件増加し、全国でみると大阪府、東京都に次いで3番目に多い。

強姦の認知件数は、平成23年は65件となっており、年々減少傾向であるが、全国でみると7番目に多い。

図表 5-1 性犯罪の認知件数（福岡県・全国）



備考：警察庁「犯罪統計資料」

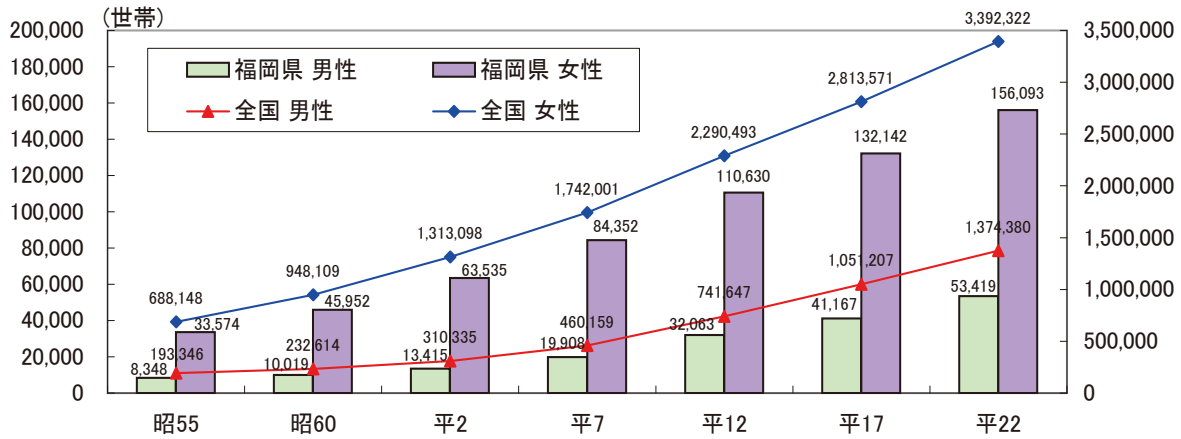
高齢単身世帯数

65歳以上のひとり暮らしの女性は、平成22年で156,093世帯と平成17年に比べ、23,951世帯、18.1%の増加となっており、30年間で約4.7倍になっている。

一方、65歳以上のひとり暮らしの男性は、平成22年で53,419世帯となっており、平成17年に比べ12,252世帯、29.8%の増加となっており、30年間で約6.4倍になっている。

女性の高齢単身世帯数は、男性の約3倍となっているが、増加率は男性の方が高くなっており、全国的にも同様の傾向にある。

図表5-2 高齢単身世帯数（福岡県・全国）



備考：総務省「国勢調査」

自然死産数及び人工死産数、周産期死亡数、周産期死亡率年次推移

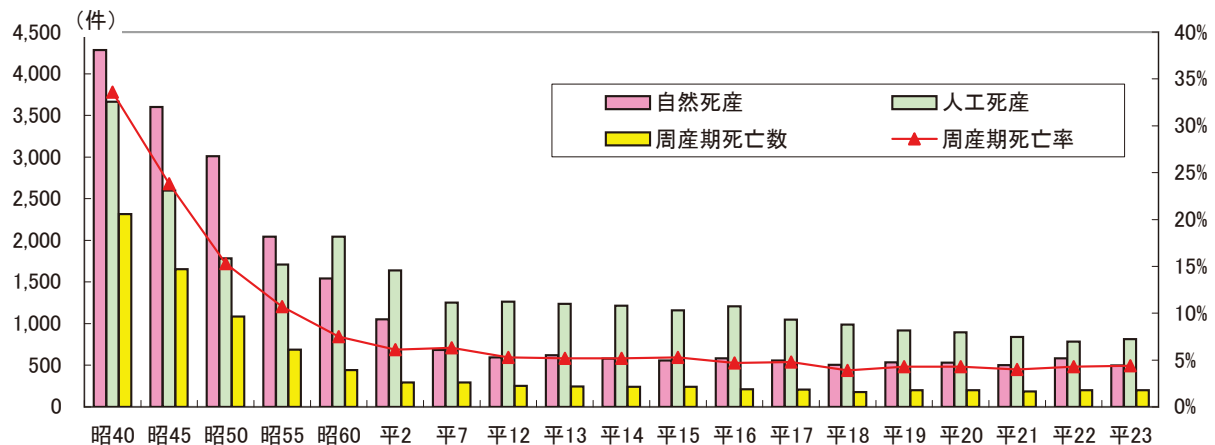
自然死産数は499件、人工死産数は815件、周産期死亡数は202件、周産期死亡率は4.4%となっている。

自然死産数は、平成14年以降は500件台で推移し、平成22年の582件から平成23年は83件減少している。

人工死産数は、平成17年以降年々減少傾向にあったが、平成22年の784件から平成23年は31件増加している。

周産期死亡数及び周産期死亡率は、平成18年以降はほぼ横ばいとなっている。

図表5-3 自然死産数及び人工死産数、周産期死亡数、周産期死亡率年次推移（福岡県）



※周産期死亡：妊娠満22週以後の死産と生後1週未満の早期新生児死亡を合わせたもの

※周産期死亡率：出産1,000件に対する周産期死亡件数の率

備考：厚生労働省「人口動態統計」

トピックス

医療関係者向け配偶者からの暴力被害者対応マニュアル

福岡県では、平成23年に策定した「第2次配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」に沿って、配偶者からの暴力の防止の施策に取り組んでいます。

配偶者からの暴力被害は、外部から発見が困難な家庭内で行われることが多いため、被害が潜在化しやすく、重大な事件も発生している現状からみて、本計画において、「被害の早期発見と重大な被害を防止する実効ある対応・体制の構築」を施策の柱の1つとしています。

その1つの取組として、平成24年度、新たな取組として、「療関係者向け配偶者からの暴力被害者対応マニュアル」を作成しました。

医療関係者の方々は、日常の業務を行う中で「配偶者からの暴力」の被害者を早期に発見しやすい立場にあることから、被害者への相談窓口の紹介や、被害者の意思を尊重した上で、配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するなど、重要な役割を担っています。

このマニュアルでは、具体的な対応方法を示し、医療関係者の積極的な支援をお願いしています。

(マニュアルの概要)

- 1 配偶者からの暴力について
- 2 本県のDV被害の状況
- 3 DV被害への対応
- 4 医療機関内部に整えてほしい体制
(配偶者暴力防止法の仕組み・相談窓口)

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(抜粋)

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するように努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するように努めなければならない。

トピックス

「子育て応援宣言企業」登録制度

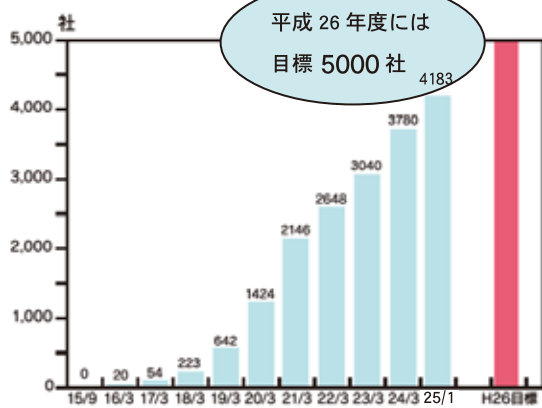
福岡県では、従業員が出産、子育て期を通じて、子育てをしながら引き続きその能力を活かして働けることができる社会の実現を目指し、「子育て応援宣言企業」登録制度を推進しています。

この制度は、企業・事業所のトップが従業員の仕事と子育ての両立を支援する取組を宣言し、それを県に登録するもので、平成15年9月から全国に先駆けて実施しています。

制度開始から10年目を迎え、宣言企業の登録数は4000社を超えました。県内企業の女性の育児休業取得率は89.6%と全国の83.7%を6ポイントも上回り、中でも宣言企業の女性の育児休業取得率は97.7%と群を抜いて高くなっています。また、同様の取組が20府県で実施されるなど、「子育て応援社会づくり」に向けた取組は全国に広がりつつあります。

取組の成果

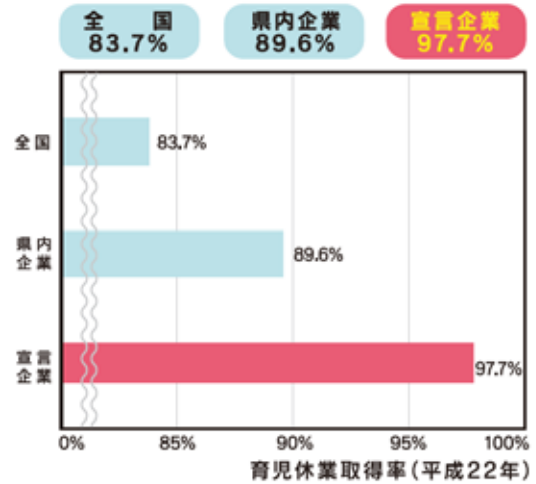
子育て応援宣言企業の拡大



宣言企業は4,183社
 宣言企業の従業員数は約38万人
 県内民間企業の従業員4人に1人が宣言企業に勤務
 (平成25年1月末現在)

育児休業取得率が大幅アップ!

＜女性の育児休業取得率＞



本県の取組が全国に普及

全国20府県が同様の取組を実施

- 秋田県
- 山形県
- 茨城県
- 栃木県
- 群馬県
- 埼玉県
- 千葉県
- 新潟県
- 山梨県
- 長野県
- 岐阜県
- 静岡県
- 京都府
- 大阪府
- 奈良県
- 和歌山県
- 鳥取県
- 岡山県
- 佐賀県
- 宮崎県



全国的にも高い評価

本県の取組が全国的にも高い評価を受け、数々の賞を受賞

「につけい子育て支援大賞」

(日本経済新聞社)平成20年1月

「ベストマザー賞特別賞」

(内閣府認証 NPO法人ひまわりの会)平成20年5月

「ワーク・ライフ・バランス大賞(優秀賞)」

((財)社会経済生産性本部)平成20年11月



トピックス

子育てと仕事が両立できる環境の整備
～保育サービスの充実～

核家族化の進行、女性の就労の増加等を背景に保育需要は増大しており、福岡県の保育所利用児童数は平成19年度以降、増加しています。特に、福岡都市圏の市町では、転入人口の増加や経済情勢の悪化等による更なる保育需要の増大により、待機児童が多く発生しています。

○福岡県内の待機児童数の現状

	H23.4.1 現在	H24.4.1 現在
保育所入所待機児童数	1,063 人	1,174 人
うち福岡都市圏	1,029 人	1,137 人

福岡県では、国の安心子ども基金を原資として、平成20年度に設置した福岡県子育て応援基金を活用し、市町村が行う保育所の創設、増改築や賃貸物件による分園設置、家庭的保育事業（保育ママ）の実施などを積極的に支援することにより、早期の待機児童の解消を目指しています。

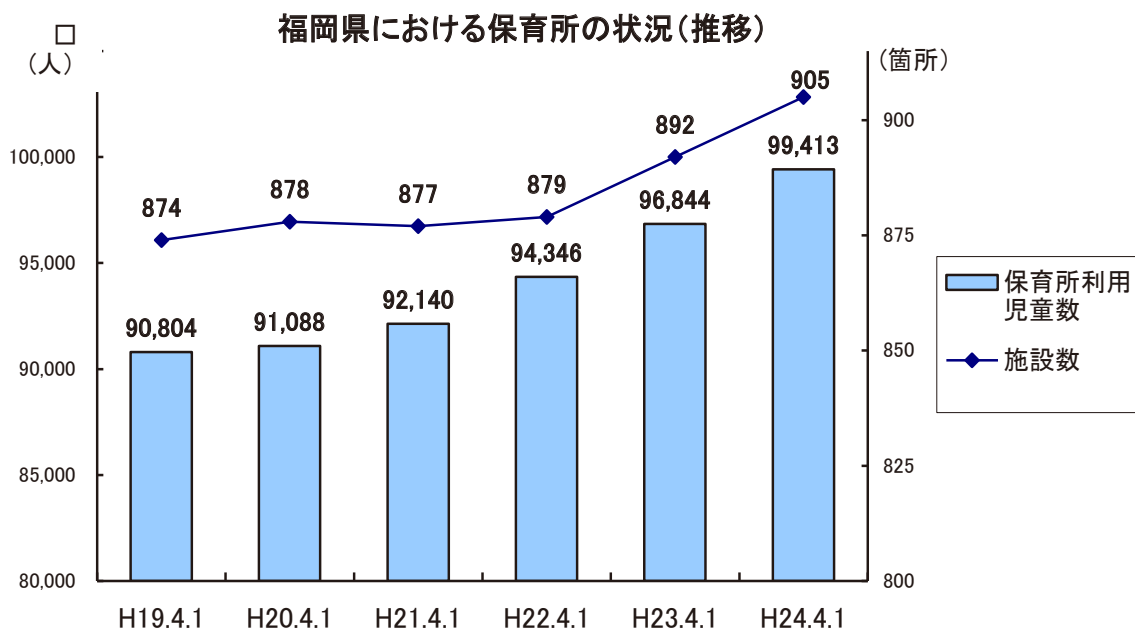
○福岡県総合計画（平成24年3月策定）の施策目標

保育所入所待機児童数 0人（H28年度）

○保育所等緊急整備事業による定員増の状況

	H22 年度	H23 年度	H24 年度		
			保育所 (創設等)	その他 (保育ママ等)	計
保育所等定員増	1,763 人	3,047 人	1,900 人	160 人	2,060 人

※平成24年度は当初予算での計画値



トピックス

第11回福岡県男女共同参画表彰

この表彰は、福岡県男女共同参画推進条例に基づき、地域や職域等において男女共同参画の推進に関して著しい功績があり、他の模範と認められる取り組みを行っている企業や団体、個人を表彰するものです。

表彰では、具体的な活動内容に着目し、「**社会における女性の活躍推進**」、「**困難な状況にある女性の自立支援**」、「**女性の先駆的活動**」の3つの活動部門を設け、社会における女性の活躍や困難な状況にある女性の自立支援につながる実践的な活動を積極的に推進していくことを目的としています。

平成24年度の受賞者は、次のとおりです。



社会における女性の活躍推進部門

かのう けいこ
加納 恵子さん 嘉穂山森林組合理事・筑豊地区女性林業研究グループ副会長

平成元年に福岡県では初の女性参事として、嘉穂町森林組合参事に就任し、森林整備に携わる人材の育成に大きく寄与されました。

女性たちによる団体活動を牽引するなど、女性の進出が難しい林業界において、後に続く女性の活躍の道を広げてこられました。



小売業

株式会社 すこやか工房

福岡市博多区

多様な働き方が選択できるよう取り組むとともに、全部署に女性を配置されています。特に広告・商品企画を行う企画室には、係長級2名を含め、10名中8名を女性が占めるなど、女性の登用を推進し、女性の視点や能力を活用した会社経営を行っております。



困難な状況にある女性の自立支援部門

社会福祉法人
福岡県母子寡婦福祉連合 会員数4,401名

設立以来、60年にわたり、母子家庭や寡婦の自立と生活の向上のための活動を継続してこられました。生活相談や交流会・研修会等の実施、就業支援、啓発活動等に取り組み、母子家庭等の物心両面での拠り所となっております。



NPO法人

福岡ジェンダー研究所

会員数47名

DVやセクハラ被害等で悩む女性からの相談を受け、精神的自立を支援してこられました。自治体の意識調査等のコンサルティングや、幅広い層を対象とした研修会等を実施し、困難を抱える女性を支援するための施策立案、人材育成にも貢献してこられました。



女性の先駆的活動部門

つかもと ちえこ
塚本 ちえ子さん 八女市農業委員会会長・JAふくおか八女理事・福岡県農

自身の経験や学んだことを次に続く女性に還元しようと「トラクター講習会」や「じゃがいもづくり講習会」などを率先して開催されてこられました。平成23年7月に、福岡県では初の女性農業委員会会長に就任するなど、先駆的な活動を続けています。



福岡市漁業協同組合女性部

会員数383名

子どもたちを対象に「おさかな教室」を毎年開催し、魚食普及活動を推進するとともに、男女が協力して家庭の一員としての役割を果たすことの重要性を伝えてこられました。漁業という女性の進出が少ない分野において、先駆的に地域社会と関わりながら活動されています。



トピックス

防災と男女共同参画

発生から2年が経過した東日本大震災は、被災者支援、復旧・復興等のあらゆる場・組織に、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立の必要性を教訓として残しました。

特に避難場所の運営や仮設住宅の運営管理において、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるように配慮した防災体制の確立が求められています。

福岡県では、平成24年7月に福岡県防災会議条例を改正し、これまで女性委員がいなかった福岡県防災会議委員へ女性の任用を進めました。

福岡県では、平成24年度に見直した地域防災計画に基づき、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を進めます。

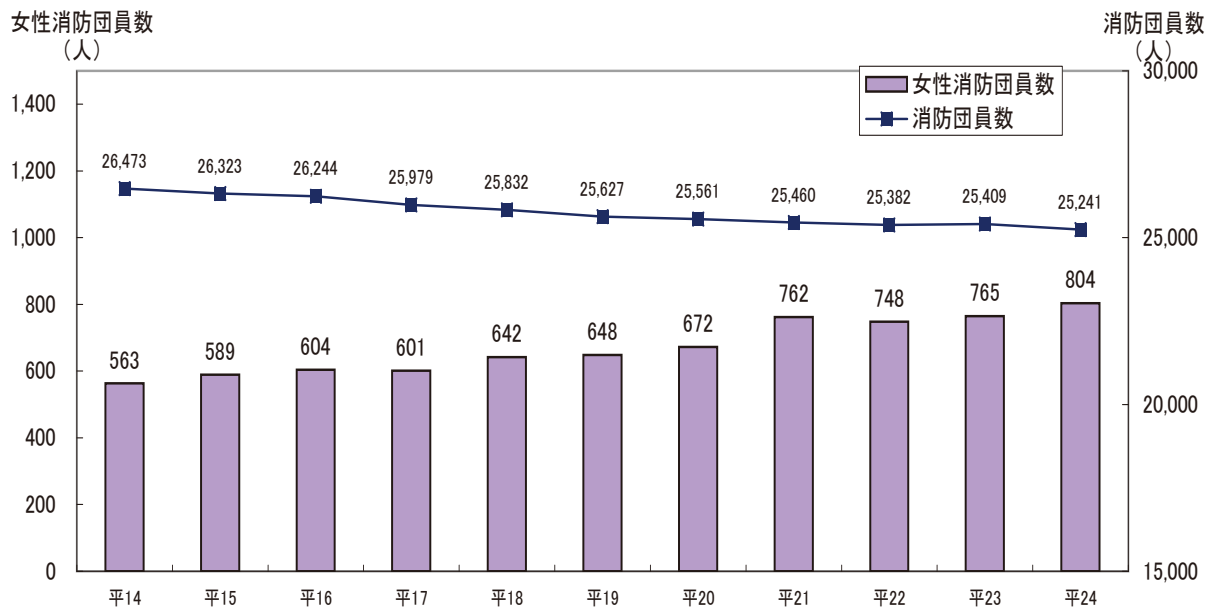
	委員数	うち女性（女性割合）
福岡県防災会議	55名	4名（7.3%）

○地域防災を担う消防団への女性の参画

災害時においては、地域住民、事業所等の自主的な早期防災活動が災害の拡大を防止します。福岡県では、地域住民の自主防災組織の育成に努め、女性の参画を促進しています。

福岡県における女性消防団員数は、平成24年4月1日現在804人となっており、平成14年と比べると241人増加しています。

図表 消防団員数及び女性消防団員数の推移（福岡県）

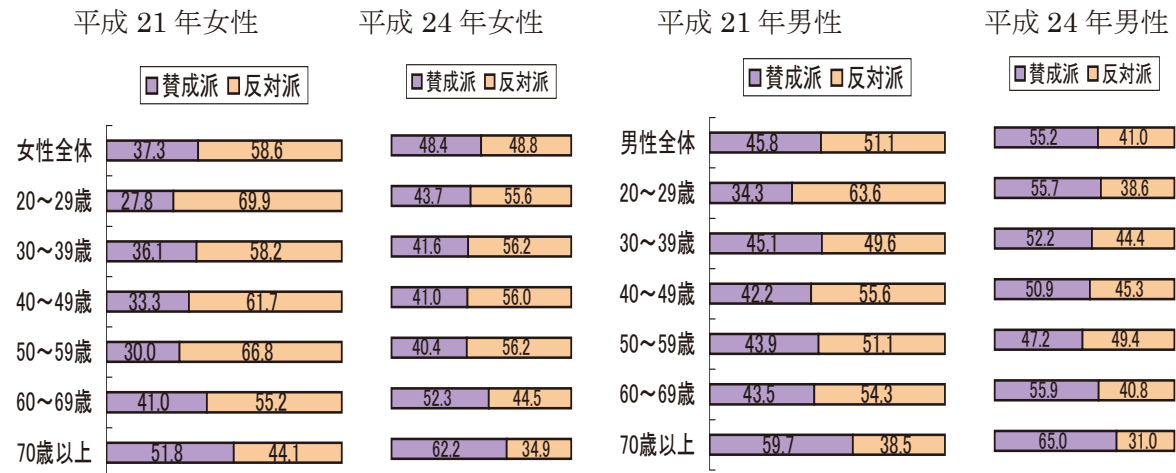
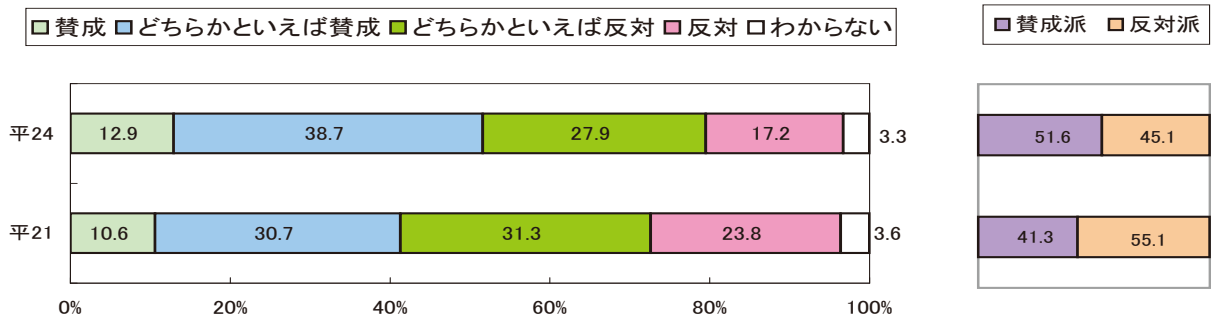


備考：福岡県消防年報 各年4月1日現在

性別役割分担意識について

内閣府が行った男女共同参画社会に関する世論調査によると、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について、賛成派（「賛成」、「どちらかといえば賛成」の計）は51.6%で、前回調査より10.3ポイントと大幅に増加し、反対派（「反対」、「どちらかといえば反対」の計）と逆転しました。賛成派はこの調査を開始した20年前から前回まで毎回減少してきましたが、今回初めて増加に転じました。男女別年齢別にみると、すべての年代の男女で賛成派が増加していますが、なかでも20代の男女両方の増加が突出しています。

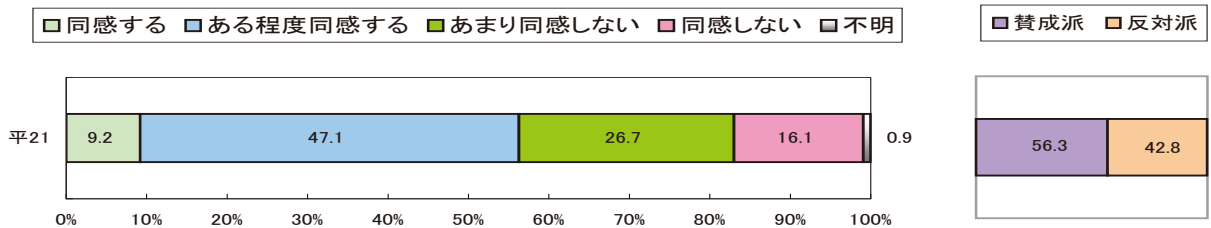
図表 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について（全国）



備考：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（平成21年、平成24年）

福岡県が行った調査の同様の質問では、「男は仕事、女は家庭」という考え方について、賛成派（「同感する」、「ある程度同感する」の計）が減少から増加に転じたのは、国より早い平成16年調査時点です。平成21年調査では56.3%と前回より更に6.1ポイント増加しています。

図表 「男は仕事、女は家庭」という考え方について（福岡県）



備考：福岡県「男女共同参画社会に向けての意識調査」（平成21年）

世界の中の日本 ～ HDI、GII、GGI ～

日本における社会・経済活動の指導的地位への女性の進出は、緩やかに進んでいるものの、先進諸国と比べると、その水準は依然として低くなっています。

2011年(平成23年)に国連開発計画(UNDP)が発表した「人間開発報告書」によると、日本の人間開発指数(HDI)は、187か国中12位であり、ジェンダー不平等指数(GII)は146か国中14位となっています。

一方、世界経済フォーラムが2012年に発表したジェンダー・ギャップ指数(GGI)は、135か国中101位となっています。その内訳をみると、保健分野では34位ですが、教育分野のうち、識字率、初等・中等教育の在学率が1位にも関わらず、高等教育の在学率は100位となっており、この分野では81位、経済分野では102位、政治分野では110位となっており、女性が政治・経済活動に参画し、意思決定に参加する機会が不十分であることが分かります。

人間開発指数 (HDI)			ジェンダー不平等指数 (GII)			ジェンダー・ギャップ指数 (GGI)		
順位	国名	HDI 値	順位	国名	GII 値	順位	国名	GGI 値
1	ノルウェー	0.943	1	スウェーデン	0.049	1	アイスランド	0.864
2	オーストラリア	0.929	2	オランダ	0.052	2	フィンランド	0.845
3	オランダ	0.910	3	デンマーク	0.060	3	ノルウェー	0.840
4	アメリカ	0.910	4	スイス	0.067	4	スウェーデン	0.816
5	ニュージーランド	0.908	5	フィンランド	0.075	5	アイルランド	0.784
6	カナダ	0.908	6	ノルウェー	0.075	6	ニュージーランド	0.781
7	アイルランド	0.908	7	ドイツ	0.085	7	デンマーク	0.778
8	リヒテンシュタイン	0.905	8	シンガポール	0.086	8	フィリピン	0.776
9	ドイツ	0.905	9	アイスランド	0.099	9	ニカラグア	0.770
10	スウェーデン	0.904	10	フランス	0.106	10	スイス	0.767
11	スイス	0.903	11	韓国	0.111	11	オランダ	0.766
12	日本	0.901	12	ベルギー	0.114	12	ベルギー	0.765
13	香港(中国)	0.898	13	スペイン	0.117	13	ドイツ	0.763
14	アイスランド	0.898	14	日本	0.123	14	レソト	0.761
15	韓国	0.897	15	イタリア	0.124	15	ラトビア	0.757
16	デンマーク	0.895	16	オーストリア	0.131	16	南アフリカ共和国	0.750
17	イスラエル	0.888	17	チェコ	0.136	17	ルクセンブルク	0.744
18	ベルギー	0.886	18	オーストラリア	0.136	18	イギリス	0.743
19	オーストリア	0.885	19	ポルトガル	0.140	19	キューバ	0.742
20	フランス	0.884	20	カナダ	0.140	20	オーストリア	0.739
21	スロベニア	0.884	21	キプロス	0.141	21	カナダ	0.738
22	フィンランド	0.882	22	イスラエル	0.145	22	アメリカ	0.737
23	スペイン	0.878	23	マケドニア(旧ユーゴスラビア)	0.151	23	モザンビーク	0.735
24	イタリア	0.874	24	ギリシャ	0.162			
25	ルクセンブルク	0.867	25	ポーランド	0.164	101	日本	0.653

《用語説明》

HDI 人間開発指数 (Human Development Index)

国連開発計画(UNDP)による指数で、「長寿で健康な生活」、「知識」及び「人間らしい生活水準」という人間開発の3つの側面を測定したもの。具体的には、出生時の平均寿命、知識(平均就学年数及び予想就学年数)、1人当たり国民総所得(GNI)を用いて算出している。

GII ジェンダー不平等指数 (Gender Inequality Index)

国連開発計画(UNDP)による指数で、国家の人間開発の達成が男女の不平等によってどの程度妨げられているかを明らかにするもの。次の3側面5指標から構成されている。

【保健分野】・妊産婦死亡率 ・15—19歳の女性1,000人当たりの出生数、【エンパワーメント】・国会議員女性割合 ・中等教育以上の教育を受けた人の割合(男女別)、【労働市場】・労働力率(男女別)

GGI ジェンダー・ギャップ指数 (Gender Gap Index)

世界経済フォーラムが、各国内の男女間の格差を数値化しランク付けしたもので、経済分野、教育分野、政治分野及び保健分野のデータから算出され、0が完全不平等、1が完全平等を意味しており、性別による格差を明らかにできる。具体的には、次のデータから算出される。

【経済分野】・労働力率 ・同じ仕事の賃金の同索性 ・所得の推定値・管理職に占める比率 ・専門職に占める比率、【教育分野】・識字率 ・初等、中等、高等教育の各在学率、【保健分野】・新生児の男女比率 ・健康寿命、【政治分野】・国会議員に占める比率 ・閣僚の比率 ・最近50年の国家元首の在任年数

備考：国連開発計画(UNDP)「人間開発報告書2011」、世界経済フォーラム「ジェンダー・ギャップ報告2012」内閣府「平成24年版男女共同参画白書」



福岡県男女共同参画センター「あすばる」は、男女共同参画社会づくりを進める県民の活動拠点として、情報の提供、相談支援、研修等を行うとともに、県民の自主的な活動及び交流の場を提供しています。

【沿革】	昭和55年 平成8年11月 平成15年4月	「福岡県婦人問題懇話会」よりセンター建設について知事に提言 「福岡県女性総合センター」として開館 「福岡県男女共同参画センター」に名称変更
------	-----------------------------	---

情報収集・提供機能

発する



県民の自主的な活動を支援するため、男女共同参画に関する書籍、データ、資料や目標となる女性の先駆者（ロールモデル）、県内市町村施策、県民活動などに関する情報を広く収集し、ライブラリー、ホームページ、広報誌紙等で提供、紹介しています。

参加交流機能

結ぶ



県民・県内団体の交流を図るため、講演会、シンポジウムや自主企画イベントなどを行っています。情報交換や地域間交流を通じて、考え、行動するきっかけづくりやネットワークづくりを応援しています。福岡県男女共同参画条例に定める「男女共同参画の日」（毎年11月第4土曜日）を開会日として「あすばる男女共同参画フォーラム」を実施しています。



調査研究機能

知る



男女共同参画社会の実現に向けた課題について、社会経済、労働、教育、生活習慣など、必要に応じて調査・研究を行っています。



研修養成機能

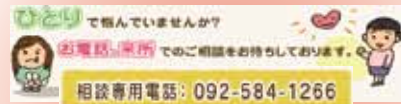
育む



男女共同参画社会の実現に向けた県民の意識の醸成と活動を進めるために各種セミナー・講座等を開催しています。一人ひとりが社会との関わり方を考え、行動するヒントを得てもらえるような講座、企業や地域など社会で積極的に活躍する女性リーダーを育成する講座などを実施して社会参画を応援しています。また、県全域で男女共同参画を進めるため、県内の男女共同参画センター間の連携を図る取組を行っています。

相談支援機能

支える



あすばる相談室は、家族や対人関係の悩み事、心と体、職業や法律上の問題など女性が生きていく上で直面する悩みについて相談を受けています。女性相談員が話を聴き、一緒に考え、必要な情報を提供し、自立を応援しています。また、必要とする方には、女性弁護士等による面接相談も行っています。このほか、相談機関・団体の連携強化を目的としたネットワーク形成や県内相談機関等の相談員の研修なども行っています。

福岡県男女共同参画センター「あすばる」 〒816-0804 福岡県春日市原町3丁目1番地の7 ●事業推進課/TEL 092-584-1261 FAX 092-584-1262 ●情報支援課/TEL 092-584-3739 ●あすばるHP http://www.asubaru.or.jp/ ●E-mail info@asubaru.or.jp	開館時間/事務所 午前9時～午後5時 ライブラリー 午前9時～午後9時（日祝日9時～5時） 休館日/第4月曜日を除く毎週月曜日（祝祭日の場合はその翌日） ＊8月の第5を除く月曜日は開館 年末年始（12月28日～1月4日）、8月13日～15日、8月の第5月曜日
--	---